

1. 件 名：東海第二発電所設置変更許可申請（圧縮減容装置の導入）に関する事業者ヒアリング
2. 日 時：令和3年10月12日 14時20分～19時00分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
天野安全管理調査官、角谷主任安全審査官、宮本主任安全審査官、  
土居安全審査専門職、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：  
発電管理室 部長、他4名  
発電管理室 部長、他9名※

5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日第36回原子力規制委員会配付資料1）に基づき、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料（CVRD-1-001 改5）
- （2）東海第二発電所 ヒアリング等における確認事項に対する回答一覧表（CVRD-1-002 改6）
- （3）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置 審査会合における指摘事項の回答（CVRD-1-003 改3）
- （4）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置に係る原子炉設置変更許可申請審査スケジュール（案）（CVRD-1-005 改5）
- （5）圧縮減容装置の散逸し難い設計に係る他社との比較表（CVRD-1-006 改1）（令和3年10月1日提出資料）
- （6）東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）（CVRD-1-007 改1）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。原子力規制庁のカドヤです。それではただいまから東海第 2 発電所圧縮減容装置の設置についてヒアリングを開始いたします。まず事業者の方から本日の説明の進め方説明資料等について確認をしていただければと思います。
0:00:21	はい、日本原子力発電のアリモリでございます。
0:00:24	それでは資料の確認から始めさせていただきます。
0:00:32	こちら全体から補足の説明を会計したものでございます。
0:00:38	続いて、補足の 2 番でございます。
0:00:45	ただ、指摘事項の一覧表になります。
0:00:51	すべて捕捉の三番でございます。資料の 3。
0:01:02	を準備してございます。
0:01:04	規制庁かですねちょっと音声が入り所々途切れ途切れなので、ちょっと資料の確認からもう 1 回お願いできますか。承知しました。
0:01:16	日本原子力発電のアリモリでございます。補足説明資料、資料一番から準じ確認をさせていただきます。資料一番、補足説明資料でございます。
0:01:26	資料 2 番として、全体までの指摘事項の回答でございます。
0:01:32	資料三番としてパワーポイントで指摘事項への回答でございます。
0:01:36	資料 5 番として、政府スケジュール案を準備してございます。
0:01:41	資料 6 番として、他社との比較表でございます。資料 7 番として、設計方針の比較表でございます。
0:01:49	以上の資料から御説明をさせていただきます。
0:01:52	説明と順番としましては、資料 5 番のスケジュール、こちらの 27 兆から順番に展開までのコメントの回答を説明させていただく形で進めたいと思います。
0:02:04	説明の進め方と絵と資料の確認は以上でございます。
0:02:09	規制庁のドイですけれども今資料の説明していただいたんですけれども資料の 4 番は今回ない決断ということによろしかったでしょうか。
0:02:19	はい、日本原子力発電のアリモリです。資料の 4 番については運用管理でございますので、今回可決番として、この資料の一番含めて御説明をさせていただきます。以上です。
0:02:30	規制庁の岡です。あとは資料の 6 番は日付は 10 月 1 日のものでよろしいですか。
0:02:39	はい、10 月 1 日と同じもので説明をさせていただきたいと思います。
0:02:44	はい。起こりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:50	はい。規制庁の方でそれは資料の2番ですかね、コメント回答一覧表をに基づく説明を開始してください。
0:03:01	県連のある森でございます。それでは27条のほうから規制庁側の当社の対応策から説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。
0:03:12	日本原子力発電発電管理室の武田です。要はコメントリストを用いてご説明させていただきますと27条ですけども、27条の進め方としては最初に既設の仕分け切断作業に対する悪影響防止というコメントでいただいておりますのでこれに対する回答させていただきます、
0:03:32	そのあと条文ごとにまとめてコメント回答させていただければと思います。あとコメントリストもコメントNo.59本からお話して御説明させていただきたいと思っております。
0:03:47	いただいておりますコメントが少し運用を処理エリアの設置により、記憶に示された手話既設段差量の3層施策としての使用施設の作業エリア内を作業場を区画するという設計をもととしているわけですけども。
0:04:03	それがどのように影響を受けて、設計方針としてどのように変わるのかという説明は既設段差量よりや作業の関係と役割の違いとあわせてマーク影響と役割について整理するよというコメントをいただいております。
0:04:15	資料の補助資料番号一番補足説明資料の通し番号167ページをお開きください。
0:04:27	はい。
0:04:30	こちらに新しく費用表一つ加えまして、仕訳撮像切断作業エリアと圧縮減容処理エリアから窓口関係になっているか、商企切断作業エリアの一部とマスク原料処理エリアからなる作業があつて、
0:04:46	それぞれに管壁の流れと作業内容に差があるということを表で示しました。捲っていただいて470ページの図をご覧ください。こちらの①、②、③の番号と対応しているエリアと
0:05:03	作業場の関係をお諮りを記載しました。
0:05:08	利益とあわせまして、あそこの処理を新たにその合計としても、壁天井扉により区画された作業場の負圧範囲を変更するものではありませんということが一つで、またあわせまして手話既設段差漁場で作業を行う際には高性能フィルタつきの
0:05:36	商企切断作業エリアの失礼しました。
0:05:40	射出の作業を行う際には高性能フィルタつき局所排風機を設置することでスクーリング装置の放射性加算しがたい設計に影響圧迫与えないということを資料を運用見直ししました。以上のことを書いておりますのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:56	通し番号を 291 ページになります。
0:06:08	こちら切断作業ですけれども、スクリーンを装置の設置位置における設計方針等としまして、既許可において切断作業を行う際は祝辞の処理エリアを設けた後においても、壁天井扉による区画といった作業棒の負圧変更フロア空く。
0:06:25	既許可における作業の管理能力には影響を与えないと。
0:06:28	ただし切断作業を行う際は高性能フィルタつき局所排風機を使用しやすく減容処理に悪影響を与えない設計をするという説明を加えましたと少し持っていても整理通しページ 289 ページには同様の説明をし容器作業に対しても行っております。
0:06:48	はい。
0:06:52	その辺ちょっと説明が入り乱れて恐縮ですけれども、266 ページ戻りください。先ほど福祉表と図で説明したエリア等、作業の関係文章で説明した場所について御説明します。266 ページの一番最後のパラグラフになります圧縮減容処理装置は、
0:07:12	27-2 図に示す通り、固体廃棄物作業建屋の手話決断作業エリア内における圧縮減容処理寄りに設置すると。なお作業を処理切断作業要領の一部をガスクロ営業所に電話から成る壁天井扉による区画された作業空間であり、必要な換気能力が確保された範囲を示す。
0:07:31	エリア場所の総称であり、作業空間の火災よう準備に必要な場所を含めた範囲を示すという整理を行いました。
0:07:40	参考 19 番に対する回答としてくらすさせていただきますと思います。
0:07:47	規制庁の加藤です。はい資料修正をいただいてですねちょっと確認はまず 267 ページのところに表を追加していただいて、
0:08:02	表敬切断作業エリアの中の一部に作業場っていうのはその圧縮減容装置処理エリアに来跨ぐ形で作業なんていうのがあって、そのそれぞれで仕分け切断と圧縮減容処理っていうことが行われてるんですけど。
0:08:19	少しちょっと何か今までの御説明の中で、その作業場っていうところのを意識した説明がちょっとあまりなかったかなっていうちょっと認識を持ってまして、それで特に面積の話でいいとかですね。
0:08:36	或いは今回表敬切断作業エリアと圧縮減容処理エリアっていうのはこう分けて明確化したんですけど、ちょっとこの 267 表見ると、結局、せっかくエリア分けてるのに、結局その仕分け切断と縮減を同じ作業場でやっていますっていう、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:53	説明にちょっとなっちゃっているかなと思っていてですね、基本的な理解としてはこの作業場ってところのこの示されている範囲が要は負圧に維持をされている範囲でこの仕分け切断作業、作業自体っていうのはこの
0:09:10	仕訳鋭意作業エリアの中の一部次のページの
0:09:16	次の追加の 270 ページでいくと②の範囲で行われてるっていうことなんですがちよっと、まずはその面積の考え方からいくと、その救急車くっていうのがどれを言っていて 830 がどの範囲になって、
0:09:32	ていうのをちょっとまずそこを説明していただきます。
0:09:37	面白工程のタケダです。
0:09:40	通し番号 270 ページの 27-2 図で御説明します 900 を示すのは、①+②+③70 示すのは、③830 お勧めするのは①+②という整理になります。
0:10:01	規制庁の中で、そして 830 で使用権切断作業を行ってっていうので 2 億 67 ページのほうに段落目のところで集計しづらい作業エリアっていうので、もともとその 720 で 6000 本の処理が
0:10:16	可能となってるっていうことなんですけど、実際その 720 の面積で言いつつ作業実態するのはこの②の範囲なんだとすると、その②の範囲っていうのは、
0:10:32	もともとその 70 円もとから減っていてですねちょっと中座成立への説明のところもう少し説明を超えていただく必要があると思っていいですね結局その実際にその作業できるスペースが
0:10:49	減ってるんですよその①はそれぞれまで変わらなくて、そうすると消費の②の広さでもって本当は比較をしていかないといけないのかなと思うんですけど、ここまで面積のちょっと説明のところは何か、実際はどう、どうなります。この 720 で 6000 本っていうところ。
0:11:09	実際に作業できる負圧の範囲が狭くなるっていうことになるわけなんですけどその成立性はどうなります。
0:11:27	原電の浦です。
0:11:29	ちょっと数字的な整理っていうのはすいません、今先ほどから説明があった通り①②③①など 2000 個の
0:11:39	内訳通算もともと市は既設の作業エリアってとこ青と赤のところのところ 900 トンでそのうち
0:11:46	③のところ 70 ということで合わし組合書類にしますというところなんなんですけども、今ちょっと御指摘があったらその後実際あるので②だよっていうところでのちょっとあの作業の成立性自体は問題ないと思っておりますけども、ちょっと今数字の上でちょっとどこが幾つっていうところをちょっと整理まではちょっと今の段階でお答えできない。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:06	ちょっと整理してまた御回答いたします。質疑については問題ないと思っております系統の中ではちょっと面積で説明しに行くのか、それともまた別に多分今日をコメント回答であると思えますけど、実際にその作業エリアのところを多分、271 とかで、
0:12:24	図としてフローとかも示していただいてそっちで構成率を説明するのかっていうところは、少しその説明のやり方はあると検討いただければというふうに思います。
0:12:39	はい、承知いたしました。
0:12:49	規制庁のドイですけども、今のに関連しまして 267 ページのところですね
0:12:58	作業の成立性説明していただくときに 27-3 図に示す通りっていうふうにあるんですけども、この 10 だと
0:13:08	第 6 加熱給水機能を置けますっていうことしか説明していなくて文書の中でそのあと作業云々の話っていうのは多分 27-3 じゃなくて 27-50 とかその辺の辺り御説明されてるんじゃないかなと思いますので
0:13:25	町そうなのであればその辺ですね委員の方も適切にやっていただかないと我々のほうもですね、確認の方がうまくできないのでその辺
0:13:37	ご検討の方、お願いします。以上です。
0:13:41	懸念時割り振る承知しました。
0:13:44	規制庁の方ですねというのは面積とかその作業の成立性のところで確認をさせていただいたんですけど、もう一つはちょっと冒頭のシェールその仕分け切断作業エリアと圧縮減容処理エリアっていうの今回ちゃんと
0:13:59	それぞれ作業、作業ごとに開けて残作業だ資源大事に分けてっていう説明性を高めるためとエリアはこう二つに分けたと思うんですけど、結果でもやってるところが作業場でっていうふうになんかこう見えるんですけど、そこはあるんですが、理解としては、
0:14:16	あくまでその負圧維持する範囲にEがその作業場であって、その作業自体はちゃんとエリアでもって別にそれがしっかりした壁があるかどうかは別として、そのエリアで分けてやった作業としてはやるっていう説明はそこは変わらずという理解でいいですか、検討中です。その通りです。
0:14:36	本社のその辺りを少しし、明確に日本名ルート、
0:14:41	ところがありますかねちょっと
0:14:44	見た感じなど結局作業までっていうふうに読めてしまうんですけど。
0:14:59	うん。
0:15:06	掲示の方ですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:08	少しそこをちょっと明示的にちゃんとエリア分けたって言うところのちょっと私は今この資料の中でそこをちょっと明確に確認ができていないんですけど。
0:15:18	ちょっと見直しいただいてあくまでその負圧に維持するっていうのがこの作業のエリアであって実際のその作業としてはしっかり区分けするためにエリアをとって分けてるんですってことがもう過ぎたらそこを明確に説明していただく必要があるかなと思いますのでちょっと検討していただければと思います。
0:15:37	復旧できる措置をしました。
0:15:40	今規制庁からコメント回答 59 番の関係ですけど、規制庁側からほかに、ここにありますか。
0:15:49	はい。
0:15:58	規制庁の永井です。今の関係でいくと 170 ページの
0:16:05	エリア等作業バーの
0:16:08	新しくこう定義された図なんですけれども、
0:16:13	結局のところ作業場っていうのが、この薄い黄色で
0:16:21	圧縮減容処理エリアっていうのと、
0:16:25	それから内訳説明エリアを両方
0:16:28	含むような形になってしまって、
0:16:33	167 ページの第 271 秒ですね、
0:16:42	この表にあるように
0:16:44	作業場とそのエリアっていうのが大変な跨り言い方をしてて、本来その圧縮減容し処理設備を新設することで、その圧縮減容処理エリアっていうのを新たに孔を設けた意味が
0:17:02	ちょっと
0:17:04	防護ができるように思うので、
0:17:08	さっき言いました 270 ページのその図のネーミングであるとかですね。
0:17:16	っていうのは例えば仕訳切断
0:17:20	作業。
0:17:24	作業場っていうんですけど、例えば、例えばですけどね、仕訳切断作業場とか、
0:17:29	圧縮減容処理場っていうのがわかんないんですけど作業場っていうのがわかんないんですけど、
0:17:35	エリアっていうのをずっとこう柱に規定したものが、その作業場っていう概念にこう変えられてるんで、それぞれなんですけど、今はですね、面積の話とかも関係してくるんですけど。
0:17:49	そういう整理がね、すっきりされてないように思うんですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:54	くそ、その辺についてはいかがでしょうか。
0:18:04	原電の浦です。
0:18:07	フリーアマンネーミングはきくかきかってここNNWが答える作業建屋をですね、許可をいただいたときに、この
0:18:18	27-2 図で言いますと、このもともとこの青と赤ここ合体させた個々の区画を紫波既設の作業エリアということにしてその中のオレンジでハッチングされた部分は隠された作業場ということでここを負圧に引きますということで、
0:18:35	焼結炉作業するのでここで負圧を引きますと冬の説明を
0:18:40	をしていたというところなんですけれども今回試験装置をマツイ追設するということに当たりまして、これまでの既設規制庁さんとの議論も踏まえてですね、アマン圧縮減容装置エリアを商企下げ仕分け切断作業の一角に新しく設けるような形にしてですね。
0:18:59	この商品仕分け切断は商企切断でこの後説明がありますけども、それぞれの散逸防止といえますかヒロ汚染が広がらない措置を講じるし、試験装置については風土を設けると。
0:19:14	でも、もともとその企業からの説明のときにこのオレンジ色でハッチングされた部分が負圧で引かれていてですね、手話頁岩だけをやっていたときはこれをもって再発防止するというような適合方針にさせていただいたところを、
0:19:28	今回は、
0:19:30	それぞれに局排を使うかフード書こうかというところで、それぞれの処理で再投資するというようにしています。ですのでもちょっとエリアの整理というところではネーミングというところの整理ではですね今までの既許可の中では
0:19:45	負圧を維持するところは、40 ハッチングされたところであったCエリアの名前としては、初期製作雇う縮減措置やっていうのがあってですね、その中の一部は、を負圧に引かれていたこの負圧に引かれていることは当然そのまま継続いたしますけども、
0:20:03	対応としては、それぞれのプロセスで局排或いはフードという形でやっていくというのは整理にしておりますので、
0:20:11	ちょっとそういったところでご理解をいただければというふうに思います。
0:20:16	規制庁ナガエです。一応なんていうかね、今お医者さんおっしゃってるの展開を踏まえてちょっと申し上げてるんですけども、基本的に当院の作業部等に
0:20:33	なんて言うんすかね作業に伴ってその放射性物質が採取散逸しがたいという、それとのセットとして、そのエリアなりその作業なりが義務づけられて一義的には先ほどおっしゃったような局排とか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:49	そういうものがサインしがたいための設備であるっていうそういう整理の仕方をするというので、ちょっと私も理解してたんで、ちょっと今回の資料はですね、ちょっと書きぶりとして、さっき御説明少しありましたけど、
0:21:04	例えば 289 ページですか。
0:21:07	これは仕分け作業のところなんですけれども、
0:21:12	うん。
0:21:13	書き方としてはその圧縮減容装置を設置したことによって、従前のその仕分け、
0:21:23	一つの作業エリアのその仕分けっていう
0:21:26	処理に対してそういう局排をつけるということで算出しがたいことにすると、三種がたいものにするっていうことになったっていう変更になった、これはあの説明についても同様の変更になったっていうふうなお話は理解してるんですけど、そこについての認識はいかがなんでしょうか。
0:21:48	原燃の浦です。今のことについては同じ認識でございまして、それぞれのプロセスについて、サーチしないような運用或いは設計をするということで対応していきたいと思って進んで区画で負圧を引くということは別にやめることはないですけども、それはそれでやるっていうのは位置付けになります。
0:22:08	規制庁お願いするわかりましたそうするとその辺のところではっきりむしろしたほうがよくて、それで負圧を引くエリアは 270 ページの図でいくと。
0:22:24	2 と 3 メディアであって、それについては、3 しがたいということではなくて、基本的に従前からある、負圧にしてまとめて最終的にそのエリアにやや
0:22:41	もっとあるんだっていうのは二次的なものであるっていうそういうニュアンスで先ほどの
0:22:49	ちょっと
0:22:50	289 ページとかの
0:22:54	内訳であるとか切断それ以降の切断であると思うの文章ですね、もう少し見直して正確にちょっと書いていただければと思うんですけども。
0:23:05	時の時のリース沸騰負圧で引いている範囲、作業を区別して局は置いて散逸しがたいをきちんと悪影響を防止する範囲、これをしっかりわかるようにかけたと思います。規制庁ナガエです。
0:23:21	ちょっと一義的には曲範囲とかフィルターっていうのが、その散水がたいものであるっていうことを先に書いていただいて、そのあとに、さらに負圧に落ちてるっていうことを従属的に書くっていうふうなそういうのがわかりやすいのではないかと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:41	レイノルズ数、先ほどの患者さんのコメントとあわせてですね、踏まえて記載を検討したいと思います。
0:23:52	お話を攻めようですとちょっと時間を経て全部理解しなかったら申し訳ないんですけど、ちょっと先にナガエ話し合ったようにちょっと私のほうで確認したいのがあった貯水特定たら申しわけ 270 ページの
0:24:05	2 番三番が廃棄のエリアになって一番救急のエリアになってますっていうのでこれ建屋のこれは送風機がの空気の流れが 1 から 2 に行ってるだけだという認識でいいんですかね。
0:24:21	原電の浦邊です。その通りでございます。
0:24:24	後ろのほうにですね、既許可の絵でちょっと何ページだとか、
0:24:30	空気の流れを矢印で示した系統 324 ページに、
0:24:36	空気の流れを示した市長会の図がありまして、
0:24:42	ご覧いただけますかね。そこでちょうど上に赤で囲っているところの、さらにもうちょっと上のほうにちょっと薄くハッチングしたりとか、そこが今一定作業場というところで、そういういろんなてないともあん黒矢印等のみ
0:24:57	緑や 10 社今こうこういう空気の流れで乾固発揮されるということですので、ミヤモトさんがおっしゃったところにしろ通りになりますか。わかりました。そのうえでせベースで 271 ページのほうの内容にちょっと確認したいんですけど。
0:25:12	淘汰提案を流山の状態になっていて、ここで言っている④の上仕分け切断作業が③から始まるんだけどもるよう素心の中に入っている。
0:25:24	プラズマ切断時アスベスト含有取扱事故の込むように入らなくとも、この※はそれぞれ独立諸国の作業を場所として使用しているので、これはそれぞれに何か。
0:25:39	排気なりか配給廃棄のを算出しがたい対応されてるんでしょうか。
0:25:50	保険で道路ですか。ここはですね、先ほどの
0:25:55	324 ページの図にあります通り、
0:25:59	ウェイ側ですね廊下から 9 基で入ってきてそのまま宣促仮定の排気のほうに流れていくと、そういう個々の区画された部屋になっておりますので、
0:26:14	他の主要既設の作業と同じように、再発が防止される措置がとられているということになります。
0:26:22	ちょっと私の認識としては、アスベスト含有だとアスベスト対策やらなきゃいけないし、この図も接道温度とプラズマのヒューム対策をやらなきゃいけないんですけど、それについては、この建屋の排気だけで対応やるって今現状やられてるとかその後も

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:38	こっちの、今、丸 2 号エリアですから、②で下側の②のエリアって言い方がいいというような中にもそのまま流れてくるという
0:26:48	作業になってるんですけども。
0:26:51	原電の路線、すいません、そういう意味ではちょっとそれでこの後、例えばアスベスト処理エリアにはアスベスト作業用の何でこれエアシャワーとかですね集塵機とかそういうのがついていて、それを除去した後、空気が流れていくと。
0:27:08	プラス御説明のほうは、ここはいわゆるプラズマだけ書きか既設の範囲になりますので、このヒュームもちろん日向公費もこれからですみますし。火の粉ほとんど何とかしないようにちょっと特別な養生している部屋になります。いずれにしても綺麗になったそのこの部屋なりにアスベストなりヒュームをとって、
0:27:27	会期が、建家排気に尽くされていくという設計になってますということですよね。ちょっと最終的に聞きたかったのはどこから減量しようけ切断医療プラズマ切断とかアスベスト申し上げ切断の一部だといろいろ相談だけど。
0:27:43	ここで言っているこの
0:27:45	2 億 71 のページの上の図で言うと、④というか図で言うところの
0:27:53	仕訳切断で隠れている④のところだけが高性能粒子フィルタつき局所排風機を使用した対応になってるという認識でいいですか。
0:28:06	原電の浦です。その通りでございます。
0:28:10	コリウムシールドから結局のところを応答
0:28:14	私ちょっと确实だったらマルに全体がちょっと局所排風機かなんかでやってるわけではなくて、要は作業でやっているこの④の周りにだけ局所排気区域をつけてるということですね。
0:28:28	原電の浦です。その通りでございます。
0:28:31	はい、わかりました。私のほうは以上です。
0:28:38	はい規制庁のカドヤです。マナーで今のですねさっき名は幾らでもありましたけど 200、
0:28:48	99 億 289 ページとか 291 ページのところ、仕分け作業とか切断作業のその圧縮減容装置における設計方針って書かれてるんですけど、今回、
0:29:02	縮減装置がこの仕分けさせる切断作業エリアの作業場っていうところに新たに加わったので、結局そのもととあった資料決断作業の産地がたい設計っていうのをちょっと変えなきゃいけなくなったっていうことなので、今この記載ってさっきナガエからもありましたけど悪影響を与えないよう、その圧縮減容層

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:22	それに対して悪影響を与えないっていう視点で書かれてるんですけど、ただ、そもそもそのもとと言ってた仕分け切断作業っていうものの単一がたい。設計とするっていうそのやり方も変わったっていうことだと思う。そこに
0:29:38	局所排風機とかの対策が与えられたっていうことなので、多分そこは明記していただくちょっと繰り返しになりますけど。
0:29:47	そのところをちょっと記載としては検討が必要かなというふうに思っています。
0:29:53	はい、じゃあよろしいですかね。はい。
0:29:56	現在です。承知いたしましたはいでは 59 番は以上にして次に行きたいと思えます。
0:30:08	本院原子力発電投票ですと残りの 27 条関係のコメントを求めて、一通り御説明させていただきたいと思えます。
0:30:18	まずコメントNo.が 32 番になります。
0:30:24	こちらフードに関する御指摘でございます、
0:30:28	10 月 1 日にいただいたのが吹き出し
0:30:33	資料をまず
0:30:35	鉄塔通し番号 294 ページ。
0:30:40	こちらで 27 の図 10 図というのがありますけども、この吹き出しの中の説明文で安く利用風潮フードで囲いと表現があったんですけども装置全体ほど格好に見えるので、不動基礎適正化することと、
0:30:55	また、一つ前の 293 ページもと 292 ページの最後のパラグラフですけども、さらなるはさ熱保証かかる運用書いているんですがちょっと語尾が設計とするというような記載が残ってございましたので、そういったルートを適正化するようにと。
0:31:10	いうご指摘をいただきました。292 ページから 293 ページの運用に関してはすべて
0:31:19	設計とするような誤解を与えるような表現を適正化しております。また、294 ページの図につきましてはスクリーンを装置のドラム缶等入港大不動で(イ)ということでこちらにも誤解のないような文章を作成しました。
0:31:37	続けて化していただきます。コメントNo.40 番になります。
0:31:43	10 月 1 日にいただきましたのが、スクリーンをそっち処理エリアのレイアウトた設置により、第 6 給水加熱器の切断するレイアウトというのが既許可であったんですけども、その量等がどのように変わるのか示すこと。
0:31:59	御指摘をいただいております。
0:32:01	こちらを

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:11	当初の 271 ページから 272 ページにレイアウト図として反映しました。
0:32:18	給水加熱機を持ってきて、配置できる設計は以前からありましたけれども、このように問題なく作業ができるということを確認して女性を含めて問題なく作業ができることを確認しています。
0:32:34	続きまして 43 番、被ばく評価関係になります。資料を、通し番号 278 ページになります。
0:32:47	組いただいて規制庁の方ですが、ちょっと 1 回検討しました被ばくまで行くところとちょっと長くなるので。はい。
0:32:53	経営上の方でネットじゃまずあれですね今ご説明いただいたのは、32 番と 40 番ってということで、
0:33:02	まず 32 番の関係でいきます。これ明確化をしていただいたということで風洞のところは、投入孔のところきちんとつけるとかですね、或いはさらなる対策ってところはさらに対策が明確になるようにということで、
0:33:17	はい、修正をしていただいたと。
0:33:20	このっていますので、当 40 番のところで行が今回圧縮減容装置を設置したところで、それぞれの作業がちゃんと成立しますってということですけども、
0:33:37	今 271 ページの 272 ページのところはどう加えていただいていますけども、これは何かあるから少し補足説明とかはありますか。
0:33:56	補足不説明書を持って通し番号 271 ページの下のほうに文章でも御説明を申し上げておまして、圧縮減容処理という案が直後に壊れると新しいプロセスとしては追加になっています。
0:34:12	⑤'っていう形で並行して追加になってますし割り算した不燃性雑固体農地圧縮減容するものは、スクリーンを処理するということで、そのあと⑥'にある通りモルタル充填合格するための移動を行うことというのを書いております。また動水 172 ページのほうに、
0:34:32	ましては、こちらが一番最後のパラグラフですね、圧縮引用処理負を 6 費と給水加熱機を切断している横で搬入してきた分析雑固体を明日工夫ということで、また切断を編の処理フロー。
0:34:51	すみません、フルエンス出す答え応募平衡したスクリーンを処理することということに記載しております。
0:35:02	規制庁のほうから下げてもええと、今の御説明の中で緒元早期空き地中ですけど職業装置のフローが追加になった。理解をしたんですけど、それ以外のところってというのは、特にやり方とか作業とかは変わってないという理解でいいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:22	前年度料率フルエンスいたす答え寄付文章既設のエリア、給水加熱器の承継切断作業そのものにはいいやり方は変わっていません。
0:35:39	ちょっと私どもで気になったので確認なんですけど、301 ページを見ていただいでいいですかね。
0:35:45	301 ページ 302 ページ特に 302 ページを見るとですねこれ給水加熱器の切断ってまだどこまで進んでるのかって、まだ全く手つけてないんでしたっけ。
0:35:58	出手つけてないんであれば、
0:36:00	おそらくだけで 302 ページが、もともと切断ショートせざるを得た処理しようとしたエリア図になってたと思うんですよ。で、ちょっと気になってるのは、要は、
0:36:11	302 ページで言うと、要は給水加熱機を入れますと、入れてほぼ保管は降雨量切って中身を取り出しますと、
0:36:22	つり出すんだけど、給水加熱器の場合は、U字管が入っているんで、それを言う事故引き抜かなきゃいけないと。
0:36:29	それがこのUの形になってるんだと思うんですけど。
0:36:32	そうするとこれ引き抜いたときに、ここに今後は縮減装置があったら、
0:36:38	これ干渉しないんですか言う引き抜けるんですかっていう質問なんだけど。
0:36:47	原燃の浦です。
0:36:49	を入れるということだけ作業建屋を覆う積雪と当初はですね、今おっしゃったおっしゃいました通り、伝熱管引き抜いて伝熱管としてこう裁断するっていうことを考えていたんですけども、現在この作業までに着手しておりませんでどうやってどうやって切断するかということも含めて今検討しているところですけども、
0:37:12	今はですね、あのHuberほかの電力さんで大物を切るっていう技術も大分出てきている中で、もうここ
0:37:21	導体として熱交ですね、一体的に事あと起きるような技術も今出てきておりますので引き抜いて、
0:37:28	はい。細管は細管側がわっできるというようなことしなくてもですね、切断ができるという技術は出てきておりますので、
0:37:37	今はそちらの方向で検討を進めているという状況でございます。ですので、エリアとしては干渉しないというふうに考えています。
0:37:48	右側ですけどね。さっき株川では確認したときに、
0:37:53	切断方法について変更ありませんかって質問しましたよね。
0:37:58	それについて、
0:38:00	ありませんっていう回答をいただいているので、今の質問になってるんだけど、じゃあ今この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:07	今の現時点でこれ切断する作業っていうのは見通しが立ってないっていうふう に聞こえたんだけど。
0:38:16	それは立ってるんですが今、今確かに新技術でいろいろあると思うんだけど、 この当初この当時、申請したやり方では縮減装置ガス設置されたらもうできな いっていうのは明確だということなんですかね。
0:38:39	健全道路です。
0:38:41	ここを当初のやり方で
0:38:45	慣れないことを確定したかということ、そこも含めて検討が必要だと思っていて、
0:38:50	それ例えば裁断を切りながら引き抜いていくっていうことやり方もできると思い ますし、今言ったようにその大型でいったものを一体型のように切ると。
0:38:59	いうこともできるかと思っています。でするのでその辺も含めて、
0:39:04	切断方法というのを今後詳細な切断方向については御検討していきたいとい うふうに思ってます。
0:39:11	数字をやるですけど、要はね、その今言われてる内容がちょっと気になってる のは、
0:39:17	先ほど言ったように今 27 条の 9 ページから 270 ページで設置。
0:39:24	記載されている配置では、
0:39:27	今の計画上できないということと言われてるように聞こえるんだけど。
0:39:33	であれば第 6 給水加熱器今帰国でやっている第 6 給水加熱器の切断作業っ ていうのは、圧縮減容処理接地設置設備をつけてしまうと。
0:39:46	現状の計画ではできないということですか、それともできる見通しが立ってる のか何かその辺が今、
0:39:53	いや、今言われている新技術でやるっていうのは、おそらく私もちょっと知らな いからあれだけど、当初引き抜く引き抜いて中部と同等を別々に処理していくと。
0:40:06	要はおそらくけど水質もあるだろうし、要は水室側中部側とか、要は最大中 部は、細かく気づい利用その
0:40:18	処理方法も多分側と外側別々だったりなんなりするんだろうけど、そこはちょっ とどういうふうに切断するか別なんだけど。
0:40:26	いや、逆に言うとそのやり方が変わってしまった場合に努力給水加熱器はそ んな大幅な切断作業になっちゃったら、逆にこのエリアでやれない可能性もあ るんじゃないかなそんな手書きを使ってぶちぶち抜くってなっちゃうと、これちょっと見 通してタップ
0:40:42	いう認識なのか、今ちょっとまだわからないんだけど。
0:40:47	原燃の浦です。詳細な設計だどどんぐらいの大きさの切断装置を入れるか とかですね、そういったところはこれからなんですけども、見通しは立っている

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	方ってないかと言われれば、十分に切断は可能であるというふうに考えています。
0:41:15	設置許可の設置許可の範囲という言い方をしますと、設計のほうには努力ヒーターは6人保管庫に貯蔵してそのあと不燃制度と廃棄物処理するというふうに記載しておりますので、パンフレット作った廃棄物は仕訳切断し云々というフレーズに繋がっていきますので、
0:41:33	そういう意味では設計方針の見直しが必要ないと思っていますし、実際どうできるのっていうところは、
0:41:40	装置の製作とかも必要になってくると思いますけども、技術的に作業的には成立の見通しはあるというふうに考えた上で、詳細な検討をこれからしていくということになると思っています。
0:41:59	以上ですけど、すみません、ちょっと私は盲点パッチが手元がないからあれなんだけど。
0:42:06	ただ、
0:42:11	原発に今言われている。
0:42:14	そう説明って持っとくついてないんでしょうけど、今の言われている、ここで、
0:42:21	要は、体力ヒーターを切断するっていう
0:42:25	行為自体を
0:42:27	入っていないんでしょうけど。
0:42:31	。
0:42:32	原電の浦です。
0:42:35	許認可の書きぶりで言いますと、資料の7のですね。
0:42:40	例えば50ページですけども、10ページ。
0:42:50	資料7の比較表みたいなやつです。はい、この50ページのところの
0:42:57	一番下ですけども。
0:43:00	(7)と、
0:43:02	機能ございます。
0:43:05	ここにこたえていく作業建屋統治等に共用の仕分け切断作業エリアでは粘性度と廃棄物及び給水加熱器保管庫にちょっと保管した第6給水加熱器の仕分け及び切断を基本とはちょっとここから今回のあれですけど圧縮減容処理クリアでは、
0:43:21	震源よう、
0:43:23	装置で不燃性出すことはヤクザ縮減を行うと。
0:43:27	いうふうに記載をしています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:33	そんな規制片見ようですがちょっと私が聞きたかったと言われて先ほど言われている内容そういうふう処理するっていうのは理解したんだけど、このエリアを自体で要は
0:43:46	確保の既許可で、
0:43:48	このエリアでね、吹き仕分け切断入谷で
0:43:53	不燃性固体廃棄物給水加熱器保護として大受け給水加熱器等の仕分け節度を行うと。
0:44:01	いうことがまず前提でその前提となっている切断方法等を踏まえたエリア設定が先ほどの図でしたと。
0:44:09	いうことで、そういう認識でいいですね。
0:44:12	摂動方法も含めた説明の中で、
0:44:16	過去の既許可で説明されていた内容がそうだといいですね。
0:44:21	金利という想定です。それに対して要は新しく圧縮減容装置をつけると、
0:44:27	スケートつけるということはAとエリアそこに医療を持てきますと、事業者としては今の考え方としてそのエリアで来許可で言っていた給水加熱器の切断作業をすることには変わりはないと。
0:44:42	正しい既許可で説明していた切断作業の方法は変えなければ今のエリアではできないという
0:44:51	ことを言われているということで整理するとそういうことですか。
0:45:01	原電の路線、時許可の範囲で言いますと、
0:45:04	鳥栖投資の資料1の通しの301ページのほうに
0:45:10	答える作業建屋の安全審査のときに御説明した資料があります。
0:45:17	で、この中でですね、
0:45:21	までに使う東というところまでは
0:45:25	そこまで書いてないんですけども、イラスト的な形で京成加熱機を切断をするということでここはちょっと字がちっちゃいんですけども、真ん中に6ヒーター処理主要フローということでトレーラーで持ってきてやっぱり積もってきてっていうことで、
0:45:40	溶接出してとかというふう書いて書いてあるんですけども、この説明の範囲の中では説明、説明はできるのではないかといいふうに思っておりますが、
0:45:50	切断の方向としてはその次、次のページにですね、3当初302ページ目に伝熱管を引くような絵も書いておりますので、
0:45:59	個々の伝熱管引き抜いて再度するということについては、
0:46:04	ちょっと見直しは必要かもしれないというところはあるかと思えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:17	慶長の株をですねと 301 ページ 302 ページっていうのが一応特に 302 ページのところは概念図っていうことで書かれていて、結局まだからこの一応ヒーターを塗ったヒーターとか中のトーカー統合有事から抜いた。
0:46:36	描かれているわけですけども、ここのやり方自体っていうのが、結局、どこまでじゃあ既許可のときに、マストなものとされていましてかかっていうところの整理でいくところそこはどういう認識でいらっしゃいますか。
0:46:52	はい。
0:46:55	原電の浦です。当時の許可の段階でそのヒーターを引き抜いて切断をするということも引き抜くということももうまでが許可いただいたものだというところまでは認識していなくて、6 ヒーターをここいったイメージでこの手話機種区画された仕分け切断作業場の中で切断し、
0:47:15	するということの作業の中身について御説明したっていうふうな認識でおります。
0:47:24	はい、基準の中でですね、その位置付けをそういう位置付けでは店舗電発申請書上縛られていた行為ではなくってっていうところで、
0:47:33	そうすると今ご説明があった通りそのやり方自体は当等時審査資料として説明していただけたとは変更になりますっていうことではないとすると、そこは一応説明はしていただく必要があるかなと思ってましてねそれが
0:47:51	どの程度の説明の仕方次第、結果かかっていうところはあくまでこれ当時から来年概念図っていうことで説明をしていたっていうことなので、今既許可の申請資料と見比べたときには今ミヤモトからあった通り、
0:48:07	何か当時の説明と、やっぱり関わってしまっているっていうところがあるので、それはそうだとするとそれは一応作業としてはできるんですけどっていう説明は加えていただく必要があるかなと思いますのでこの図のところで加えるのか、ちょっとあれですけど。
0:48:23	少しその記録の説明資料からの変更っていうところは一定の説明あるかなと思いますけど。
0:49:03	油ですけど今風が言ったようにここで処理するということに対しての認可だから、処理方法自体がどういうふうにするかっていうところまでは縛ってないのは理解してるんですけど。
0:49:18	じゃあ、本当にできるのかっていうところがあってその通常
0:49:23	私の認識ではドコモサイドでも引き抜いてチューブを切ってる副籍であったってチューブを抜いてチューブを切ってやっていると認識でいたので、そうすると今さっき言われたような処理方法っていうのが、
0:49:38	確率はしてないっていうことですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:43	ドイは実現性が余りにもないものを
0:49:48	できますっていう、信用してくださいっていう形になるのがちょっとわからなくて、
0:49:56	原燃の浦です。
0:50:00	今メーカーさん等を処理をやるということで、少し相談を今始めたところですので、
0:50:08	んところなんですけども、十分にやれると思っていてそこはまずスペースも十分ここ 8 メーター掛け 8 メーターで切断処理圧縮処理後のこの新しくつくりま すけども、それ差し引いても十分なスペースを②のスペースで十分なスペース があることもありますし、
0:50:25	ツールも典天井クレーンとかいろいろありますので、
0:50:29	成立性は十分あるといった中で、どういったオプション装置にするとかかです ね、レイアウトとかっていうところはこれから検討していきたいというふうに思っ てます。
0:50:47	Beyondですけど、本部層で少しやっぱり実現性を説明しなきゃいけないか な、要は、例えばこれ 20271 ページの見たらさ、もっとELだけど、例えばそ の、
0:51:00	和式幻想事項に入りましたと。そうすると、本来給水加熱器は、柱二つ分。
0:51:08	播種一つ部分から実は少し左側に寄ってたはずなのに、当初の計画では、
0:51:14	要はそのここで言っている。
0:51:17	運行幾つになるの米も硬質なんていうのがわかんないけど硬質って言われて るのかな、硬質じゃないんだけども高湿っていう書いてあるのかな、この搬入 こう搬入を搬入搬出入用エリアから柱を一つ分。
0:51:32	内側に入って給水加熱器があったと。それはおそろくだけど上下を終わらなき ゃいけない方向へとか容器を上下に割らなきゃいけないので、要は、横に二つ 重なっておけるように、要は先ほど言ってたように 200300 何ページかな。
0:51:50	書いたような計画で言いましたと。
0:51:55	302 ページで書かれているように、
0:51:59	上保管容器自体を上側と下側では終わらなきゃいけないので、おそらく反面あ った部分を脇に置かなきゃいけないので、302 ページのような計画をしてまし たと。
0:52:12	その上で、要は切断の順序として進めますということになってたんだけど。
0:52:20	今回見せていただいた 270 ページのエリアはいつだとヒート 1 台分を受けるん だけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:27	この当初計画からいうと柱 1 本分搬入交互によっていて、上下半割にするスペースがあるようにも見えないと。
0:52:39	いう状況に
0:52:41	見えるんだけど、それでもやっぱり事業者としてはそこで成立性があるというんであれば、どこまで示せるかわからないけども影響がないのはちゃんと説明していただかないと。
0:52:52	駄目かなと。
0:52:53	設置してからやや実は給水加熱器冷却できないので、まだ再補正させていただきますってなっちゃうと、
0:53:01	それはそれでそういう関係もあるのかもしれないんだけどね。
0:53:05	そんな時はそういうしますってことなのかちょっとわかんないんだけど、その場合は搬入項まで含めてちょっとエリアを作りますって言われるのか。
0:53:15	どこまでを計画してこれ言われてるのかわかんないので、そこって何か示せるもあります。
0:53:24	原電の浦です。
0:53:26	申し上げております通り詳細な切断の方向というのはこれから検討するんですけども、この 20270 ページの 27-3 図にあってここちょっと薄くハッチングしておりますけれども今柱の本文降雨つぶれたという話もありますけれども、
0:53:43	ここもちょっとこれもあくまでイメージなんですけれども第 6 ヒーターの本体自体はお風呂保管要所またさらに一回り小さいというところもあってですね、
0:53:54	今、例えばその保管容器は切断した後も早々に発送し向こうNRにしようと思ってるんですけども、早々に排出をしてしまっって、
0:54:05	付録飛驒の本体の容器だけにすればまたスペースが確保できますし、この鉄ばこの場所とかもですね今ちょっと
0:54:12	引き抜き方向の先長の方にも置いてたりしますけども、これのレイアウトを見直すことによってスペース的には十分成立すると思っておりますけれども、
0:54:20	ちょっとどの程度まで示せるかと言われる等ちょっとこれから詳細な設計をするところがないこともないですので、ある程度どこまでということになってしまうかなと思います。
0:54:33	いやですと必要図り現状わかります。
0:54:42	規制庁の方で政党、これから詳細なものを検討していくっていうのはわかる。まあそれは実際そうなんだと思うんですけど、少なくともそのこの許可の断面においてその既許可でその境界をしているその高位っていうものが
0:55:00	そこはできるんですよっていうことはやっぱり示していただく必要があると思っ ていておっしゃる通りそのどの程度示せるかっていうところはあって、iDC読ま

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	じゃどこまで示していただいたら、それができますねっていうかってのももちろんあるんですけど、そうそこ
0:55:15	今のその記憶で認められた行為っていうものがその予定通りこのACAあしぎんを装置を設置した後の面積でもできるんですっていうところは、やはりちょっと説明はいただく必要があるかなと思いますので、そこはちょっとよく検討していただいてちょっと資料、この資料の図
0:55:34	だけでは済まないような気がしますけど、文章としてもちゃんと書き込んでですね、示していただきたいというふうに思います。
0:55:43	原電承知しました。
0:55:47	はい規制庁の加藤ですけど、
0:55:49	今のここで行きますと、だから、
0:55:53	今 40 万ですかね。
0:55:57	はい。40 番関係ほかに。
0:56:05	すみません規制庁の山形ですけどちょっと今のに今のお話と、つ前段のあれですか、エリアと作業場の
0:56:14	ちょっと関連でちょっと確認なんですけれども、
0:56:18	資料 007 ですか、⑦-51 ページに、
0:56:25	(7)で
0:56:29	前後の比較表が、
0:56:32	ありますけれども、
0:56:35	同じ記載がそう楽。
0:56:40	それですね、①の資料の 292 ページですかね。
0:56:46	(3)に
0:56:48	縮
0:56:51	処理(3)圧縮処理のところで
0:56:55	えっとありますけれども、ちょっともう一度エリアと作業場をちょっと確認なんですけれども、
0:57:02	260、
0:57:05	今、6 ページの下に定義が書いてあって、267 ページが、
0:57:10	第 27-1 表で、
0:57:15	関係が示されているんですけど。
0:57:18	例えばですね
0:57:22	図は 270 ページにあって、
0:57:26	それぞれの作業をちょっと改めて確認なんですけど。
0:57:31	まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:32	仕分け作業は 288 ページ。
0:57:37	国庫位置で、
0:57:40	既許可における設計方針で第 2 パラグラフですね。
0:57:45	仕分け作業は、
0:57:47	仕訳切断作業エリア内の壁、天井、
0:57:52	扉により区画された作業場で行いところが換気設備により負圧が維持されると。
0:57:59	書いてあるので。
0:58:04	仕分け作業っていうのは、
0:58:07	これはあれですか
0:58:09	圧縮減容装置設置時ばここはこう記載が変わるのか壊れないのかっていうと、
0:58:16	これは、
0:58:17	変わらないんですけど、その作業場を
0:58:20	その他に新たにというか、以前から定義されていたんですけど、そこには縮減様子処理エリアを設けることによって、この記載は変わるのか、変わらないのか、ちょっとまず確認させてください。
0:58:40	原電の浦です。
0:58:42	文字づらの記載だけでいえば変わらないと、手話既設な作業エリアのもともと商企切断作業エリアだったところの一角にPdを設けますので、文章上は変わらないということになるかなと思います。
0:58:58	こういう人そうするとこの仕分け作業は、
0:59:03	区画されて作業場で行うということなので、
0:59:10	今系
0:59:15	救出
0:59:16	作業エリア、
0:59:18	今委員の
0:59:20	これはそうすると 267 ページのこの表でいくと。
0:59:28	ごめんなさい、270 ページのほうがいいですかね。
0:59:35	圧縮減容処理エリアでも仕分け作業、或いは切断作業が
0:59:40	行われるんじゃないかという、ちょっと
0:59:45	感じもするんですけどそ、それは
0:59:50	まず行わないのかっていうのと、それは行わないっていうのは、
0:59:54	どこで読めるんでしょうかという確認なんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:03	原電の浦です。まず行くか行われぬかといいますと仕訳切断は初期審査作業エリア圧縮は主系であるということです、圧縮減容処理エリアで鮭作業を行うということはありません。
1:00:18	で、それがどこで読めるかということなんですけども。
1:00:23	例えば今の流れでいいますと、
1:00:27	うん。
1:00:32	292 ページになるかと思うんですけども。
1:00:37	こちらのほうに肅々と圧縮処理の設計方針等々というのを記載しておりますけども、
1:00:45	こうこう、
1:00:48	ここは、ここは影響がないということ。
1:00:51	いろんなちょっとお待ちください。
1:01:23	すみません、お渡ししましたけど 267 ページの
1:01:28	27-1 表の下のところですけども、初期切断作業エリアにおいては不燃性ずつこと廃棄物処理施設の行い、これと並行して圧縮減容処理エリアでは圧縮減容処理を行える設計とすると。
1:01:42	いうことで一応ここですすみません時間かかりません読めるかなというふうに考えています。
1:01:56	規制庁のアマノですけどこうこう 167 号これをたどると。
1:02:05	265 ページのあれですか、2 ポツ 1 の
1:02:09	規則第 27 条第 1 項についてっていうところで、
1:02:14	書かれているんですけども、
1:02:18	で、
1:02:19	一方で、
1:02:21	20、288 ページの 2 ぽつ 4 ですね。
1:02:26	規則第 27 条第 1 項第 3 号のいわゆる
1:02:31	山陰散逸しがたい設計のところの(1)からさ、(3)の作業、
1:02:38	のほうでちょっと確認したいということなんですけれども、
1:02:42	沸騰(1)であれば、
1:02:45	ちょっと繰り返になりますけどCは(1)仕分け作業の第 2 パラグラフで、
1:02:50	仕分け作業は、
1:02:53	仕訳切断作業エリア内の
1:02:57	区画された作業場で行い、
1:03:01	この作業場が換気設備により負圧に維持されるためと
1:03:05	いうことで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:07	外部に放射性物質が漏出することはないと、これが既許可の設計方針でしたと。
1:03:13	ということで、
1:03:16	289 ページの下の(2)の切断作業も既許可における設計方針のところでは、
1:03:25	290 ページですか、その 3 行目から、
1:03:29	切断作業は(1)仕分け作業と同じ作業場で行い、
1:03:35	この換気設備により十分な環境が確保される負圧が維持されるため、
1:03:40	ということで、
1:03:44	これは既許可の整理で書かれてましたと。
1:03:47	で、292 ページの(3)が縮処理。
1:03:53	ここが今回変更になるところなんですけれども、
1:03:57	第 1 パラグラフの
1:04:01	下の下から 3 行目ですかねまたのところで圧縮減容処理は、
1:04:06	第 27-11 図に示すと示す仕分け切断作業エリアの
1:04:14	一部、
1:04:15	及び圧縮
1:04:17	減容処理エリアからなる、
1:04:20	壁天井扉により区画された作業場にて行うということで、
1:04:25	ちょっと確認したいのは、
1:04:28	仕訳切断作業が先ほど言ったように圧縮減容処理エリアで行うことはないのかというのと、逆に圧縮減容処理か。
1:04:39	この 292 ページで言うと、
1:04:42	この記載だけだと。
1:04:46	圧縮減容処理エリア以外の
1:04:49	仕訳さて切断作業エリアの作業場で行うというふうにも読めるんですけども、
1:04:56	そのあたりをちょっと確認したいということですよ。
1:05:03	前年度裏でしたかのご指摘の指示、了解いたしました。簿もと言いました通り、それぞれのエリアで違うことをやるということにはございませんけども、今例えば 292 ページで御指摘いただいたところはちょっとそういうふうにも読める部分表現となっておりますので、
1:05:19	圧縮減容処理は緒元処理で行うということを明示的に記載するようにいたします。以上です。
1:05:28	規制庁の浜田です。よろしく申し上げます。以上です。
1:05:34	はい、当期剰余金です。ちょっと今のに関連して

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:40	⑦の資料ですか、7番目の資料の新旧のところでは51ページのところで、(7)で、
1:05:50	3一通しがたいの絡みでいくと、今ここで書かれているのっていうのは今回その追加で説明をしていただいた不風土の話であるとか或いはその局所排風機の話っていうのが、
1:06:06	今のこの括弧の中のところでは記載としては出て来ないかなと思ってましてですそれを今回そこはどういう整理で今のこの魔法ほぼ現状の記載の時のかなと思うんですけど。
1:06:24	添付8条はどういう記載するかっていう数字がどうなってますか。
1:06:30	日本原燃の鳥原です、局所排風機の扱いを規制基準のご質問露頭を理解しましたが、局所排風機の設置自体は運用事項だと思っておりまして、設計事項として電発が載せず、
1:06:47	補足説明資料で御説明するという整理を考えていますので、4-1する作業を行う日本電産の伊方の例でリオ同様の整理かなということを確認して、同じ立て付けを考えております。
1:07:04	風土は規制庁風洞とかでございますが、フードにつきましては設計事項として添付資料8に記載することを考えています。
1:07:14	今のこの51ページのカッコ7のところではいきますと、規制庁の岡部ですけども。
1:07:21	ここでは、どういう形かってところの中に全部込められてますっていう整理をされているのか。
1:07:30	ということなんですけど。
1:08:17	原電オオウラ原電のオオウラです。先ほどファンのタケダからもありました通り、他の電力さんの記載他の様々ペーパーとかに書いてるかっていうと風洞については記載をして99電さんなんか記載をしていると。
1:08:32	ということもありますんで、それについては現在においてもですね、例えば48ページ目に資料7-48ページ目のように、
1:08:43	ドラム缶等にうちに風土で囲いということで、設計を検討して明記はしております。その上で、ちょっとこの(7)のところですね。
1:08:53	風土のことをちょっと書くかどうかっていうのは、
1:08:58	ちょっと少し持ち帰って検討してもいいよろしいでしょうか。
1:09:04	95ですが、おびしま。
1:09:09	最後にその作業中を当該区域を負圧に維持すると、っていうと遠いが入っていて、所則で読むっていう整理なのか、ちょっとそれは潜航とも比べてどこで明

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	示すべきかというところはあると思いますので、ちょっとそこは整理いただければと思います。
1:09:27	承知いたしました。
1:09:31	IAEA基準とかですね 40 番関係ですかね、今、
1:09:39	ほかにありますか。よろしいですか。
1:09:42	はい、じゃあ、次行きましょう。
1:09:49	日本原子力発電の武田です。
1:09:52	続きまして被ばく評価に関する御説明をしていただきたいと思います。
1:09:59	資料番号 43 番になります。
1:10:07	補足説明資料につきましては、通し番号の
1:10:16	278 ページになります。いただいておりますのが、
1:10:22	まず職員を装置は既許可の手話系、失礼しました。
1:10:28	伏せ処理施設段差量に比べて移行率は作業時間等の前提条件が告訴そもそも異なるので、放出量出して合算してダスト濃度を出すというのは以前の評価方法だったんですけども、それぞれの被曝線量を評価して、
1:10:45	それを被ばく評価線量を合算しても天気予報が十分小さいというような説明のプロセスにすることと御指摘をいただきました。もう一つはトリチウム濃度限度につきまして、水蒸気のものを使っていたんですけども。
1:11:00	最も厳しいこう聞いた有機物であるということを踏まえて、どう考えるか示すことという御指摘をいただいております。
1:11:09	まずトリチウムのほうから申し上げますと足首要員包丁設置に伴う周辺監視区域外の空気中濃度限度との比較に記載の濃度限度は被ばく評価を行う上で用いている実効線量換算係数を選択するときと同様の項目形態を選定して、
1:11:28	濃度限度の数値の適正化を行いましたとか、適切な記載をしました。今回実効線量の線量にあたっては収益切断作業で取り扱う廃棄物広域許可と同じ評価ですけども、杭を含有している可能性を考慮して換算係数の設定を行いました。
1:11:45	ダスキンの装置については、廃棄物を水分全く関与しないとそういうものの仕分けて対象にしますので、水に関するかを聞いておいて最も厳しく評価される換算係数を設定しました。それのか、換算係数を申した通りの化学形態に対応する濃度限度を
1:12:03	通し番号 283 から 284 の表に書いています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:12	もっともっと被ばく標高分けて行うという話ですにつきましては、ちょっと結果だけ申し上げますと 285 ページの第 27-6 表に既許可における詳述の作業での被ばく評価明日 9 時の装置でのシーベルトの富士。
1:12:30	それぞれの合計してすべて足し合わずでマイナス 2 乗オーダーであるというところは研究の評価に比べて全く低いというようなロジックに資料を整理し直しました。
1:12:42	被ばく評価をもって切り換えと思います。
1:12:51	規制庁のドイですけれどもこれ私が指摘したのでちょっと何点か確認をしたいんですけれども、まず 1 点目が 20 第 27 の 2 表のところですね。
1:13:10	説明のところで水分含有している可能性を考慮してっていうことはわかってあったんですけれども、
1:13:22	それで 1 点イッテコイ有機物のほうが厳しいかと思うんですけれどもその値を使っていない理由っていうのは、
1:13:33	なぜでしょうかそのところの説明を
1:13:37	まず一つお願いします。
1:13:44	本店山本主任いらっしゃいますでしょうか。
1:13:52	その線源山本です。
1:13:55	えっとですね、多分機構側のところの話になるんだと思っております。ここに関してはですねそもそもステッカーをもらう段階でですね、
1:14:10	人数が含有してるっていうことを送付した評価になっても限度がそれを想定したものをどんどん濃度限度になっていたのページ、今回もそこに合わせて使っているというところが
1:14:27	一つになります。あとトリチウムについてはですね、
1:14:33	水で取り込んだほう取り込むほうがですねを吸収されやすいPuまああの文献強化そういう考え方もありまして、水を使っている水に関するその開発形態ですね、を使って強化している場合が、
1:14:51	あります。おっしゃる通りですね。有機物の方が確かに安全係数で見るとですねあの厳しい値にはなりますので、
1:15:04	今ちょっと聞き長官と合わなくなるんですけど、有機物を使ったを関係性ですね、選定方法会をシステムかまアメリカができることできるんですけど、結果にはですね影響を及ぼさない程度の範囲の
1:15:21	変更にはまるかなというふうに考えております。今回は来とかのほうに合わせたもう 8 カタガリの考え方に合わせてですね、被ばくも行っているというところ です。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:36	規制庁のボイド率けれどもずっとちょっと今の説明の中で既許可のときにあわせた説明とかその既許可に合わせてもいいって説明があったんですけれどもこれ今度 27-2 表ってそもそも何で初期欠陥における設置。
1:15:52	経営方針なので、既許可のときにこの値使ってたってということで、結局のときに学んで有機物使ってたのかなあという説明を聞けると今ちょっと想定して質問アマンということを期待して質問したんですけれども、
1:16:09	その前提とどうどういような考え方でこの評定できてるのでしょうか。ちょっと説明をお願いします。
1:16:20	県、
1:16:21	原電の山本です。その時超過と同じ考え方って言っているところは完全係数のところでして、
1:16:33	安全係数を考え係数がもともと中間のところは被ばく評価まで実施してなかったの、それぞれどういう関係と想定してるかっていうのを確認するのに、前濃度限度で
1:16:49	問題ないということを確認していたところを見てですねその現場に合わせた
1:16:57	換算係数を今回も利用しているということで、許可のときに換算係数自体を使ってるんですねあの被ばく評価までしてたということではないので、あくまでも時低下側で問題ないと確認されたその間形態に合わせてですね、今回の被ばく
1:17:17	実施したというところでございます。
1:17:22	次の機会のときに娘阿蘇なぜこの
1:17:26	当トリチウム比べた場合にですね、のところについて水だとか中期です。
1:17:34	対象として、
1:17:38	比較してたかっていうところがですね、明確に売りはちょっと細かくてですね。ただ一般的に 2 時間の水っていうところと先ほども少し申し上げました名が取り込んだときにですね吸収しやすいかも。
1:17:54	あと、吸収しやすい水と水の取り込みやすいような観点からですね、下の選定されたものと、いうふうに思っております。以上です。
1:18:05	規制庁のドイですけれども、通す時許可のときにはもうこの換算係数まで用いてなかったのツイッターの結果からあわせて今後のこの際説明とともにリースに水分含有してる可能性を考慮してませ。
1:18:24	設定していたというようなことと理解していたしたんですけれどもそのウェルあのちょっと 23、27-3 票と支度した時の比較してちょっとまた

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:41	説明をいただきたいんですけども 27-3 表の方は今度水分含有試験単位 ためということで、水に関する家族形態を除きというような説明がなされてるん ですけども、ここの
1:18:59	まち許可のときには水分を考慮してということなんですけれども何で行わしく減 容装置のほうでは水分を含有して、
1:19:09	いないというように評価したのかというところの説明とあとは先ほどちょっと水 分を含んでないのかも含有しないというような表現があったかと思うんですけ れども、その辺って、
1:19:24	水が入らない可能性っていうところはどういうふうに担当しているのか。
1:19:31	ちょっと説明をお願いします。
1:19:39	すいません原電の山本ベースですね、基本的には圧縮装置チームかけると きに娘ドラム缶の中に入っているものは、ドライな状態に入れるってことは 全停になってますので、
1:19:54	温暖化アスベスト値かけるときにですねまたからそういうようなものが出てくる っていうことを／ないのかなということ今般除外しているということなんです。
1:20:07	以上です。
1:20:14	原電の浦です。少し補足いたします。
1:20:19	現場の方ですね廃棄物不燃性廃棄物発生をして、
1:20:23	答えをどこに貯蔵してそれを守ってきて仕分け切断するわけですけども。
1:20:28	現場で発生した段階で水ものみみたいなのが出た場合は一応水きりというもの をやるような手順に今なっているんですけども。
1:20:36	見附意味付っていう前意味次もタオル仕事見た形になりますので、若干溝こ んなものがやっぱり手話決断の段階では出てくる場合があります。後日ありま す。
1:20:47	そういったものを主蒸気切断をして高周波溶融炉ですとか、縮減そっちに持つ ていくときには水がついてるものそこからコミットしますので、圧縮減容装置 に、
1:20:59	市バス発掘にはもう水ものは一切入ってこないということになります。これ
1:21:04	手順とかですね変なものが入ってないということをチェックした上で、交渉廃炉 とか処置を所則のほうは今から手順書作るんですけど、そういう手順になって ますので、そこで仕訳の段階でチェックされて水分は除外されるということにな ります。
1:21:21	規制庁の通りですけどもそのところ関連に除外するだの水分だけに完全 に除外するっていうのは難しいんじゃないか考えるんですけども、いかが でしょうかしかもですね。しかもっていうか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:36	あと廃棄物の評価するときって一般的に試薬なんかとかだとかがっ系がある程度特定されるので。そういうような特定の化学系で評価するっていうのが一般的だと思うんですけども、逆に廃棄物っていうのはもう
1:21:53	どういう形態のものが入ってるか特定できないところがあるし、その水分完全に除外するっていうのは非常に難しいのかなあと。
1:22:02	いうところとあと 27 条の 16 のところですか、あのトリチウムとカーボンって揮発性の物質の核種として選定しているので、そうすると、水の売却トリチウム水おつけしているんじゃないかなと考えるんですけども、
1:22:20	その辺って、
1:22:22	圧縮減容装置の場合に、このトリチウムを採用した根拠っていうのはこれ以外の理由になるかと思うんですけどもその辺のところって説明をお願いします。
1:22:38	原電の浦です。
1:22:40	船については外廃棄物、特に今回は縮減装置の対象になりますような薄板手間金属系の廃棄物とかですね日ゴムといったものは、
1:22:51	基本的にはほとんど水が水率っていう意味では水ほとんど付着しております。これは何で確認しているかという、
1:22:59	これまたちょっと 6ヶ所の機能の保証の評価のための校舎の分析をやるんですが、この含水率っていうデータとるんですけども、特に金属なんかそういうふうにはほとんど仮設ゼロに近い形ですので、
1:23:12	水が、実態としてここに来るものが含まれているっていうふうには理解をいたしません。逆にちょっと水とか含まれていると。
1:23:21	ここ集配をいろいろとか持ってちょっとトップとかしちゃって非常に危険ですので、そこを厳密に
1:23:27	データ上でもそういうデータもあるし仕訳のときにもうちょうとでも水があるものについては除外しますので、
1:23:34	水が圧縮装置に水を含む廃棄物が圧縮装置に来るということは十分管理できるというふうに思っています。
1:23:46	はい規制庁ノロウイルスけれどもある程度理解はしたんですけども、その上でさらに質問なんですけれども、今の説明で 27-2 表と 3 票ですって大分廃棄物の携帯とかが間違いは説明されたんですけども、
1:24:03	そういう説明をされるところで 30 条の 4 のところのページで仕訳切断作業と
1:24:12	圧縮減容作業が類似作業であるっていうような線量評価のところをそういう方針例説明をされてるんですけども、その類似作業っていうところで廃棄物の形態がもともと違うもともとというかですね違うものだと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:27	その類似作業っていう観点でほとんど類似作業と言えないんじゃないかと呼ぶところでちょっと矛盾が生じるんじゃないかと思うんですけどもその辺はいかがでしょうか。
1:24:41	原燃の浦です。あくまで性状が違うというのはトリチウムを取るというかその水分を含んでいるか組んでいないかっていう観点ではそうですけども、放射能汚染とか保証のレベルの観点でいえば同じものを扱うということですので、30条の被ばく防護の観点で使用すると。
1:24:58	いう前提においては類似作業として見直しても問題ないというふうに考えています。
1:25:06	規制庁のドイですけども、実効性間実効線量換算係数違うもの使ってる時点での被ばく評価が同じとは思えないんじゃないかと思うんですけどもそこいかがでしょうか。
1:25:23	燃料による線の30条の被ばく評価を外部からのガンマ線の評価を使っている
1:25:32	ので、 ここで拡充七条で議論になっているような取り込みの火山係数というのは、あの評価に入れておりませんので、
1:25:40	そういった事点では、特に
1:25:44	なんて言うか固相総合といいますかというのはないかなというふうに思っています。
1:25:54	はい。
1:25:55	をいう。
1:25:57	スクラビングによって規制庁のドイですけども
1:26:01	うん。
1:26:02	そうします部分が
1:26:08	質問の方はどう理解をしましたけれども
1:26:16	そうですね。うん。
1:26:21	逆にここでは同時作業度技で違う値使ったっていうのは何か
1:26:28	ので処理時先ほど見て形態などを同じように、一番厳しいもの一律で使うっていう考え方もあるんですけども、そうはしないでそれぞれ細かくですね、説明されたところで何か理由があるんでしょうかそこでちょっと説明をしていただければと思います。
1:26:51	原電の浦です。ちょっと申し上げた繰り返しになってしまいますけども、手話決断をしている段階では、水分を含んでいることも、
1:27:01	たまにありますので、それを含めたと思うんで、商企切断じゃなくてと圧縮装置に来るときには水分は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:08	保護者等とした状態で仕分けしたものを持ってきますので、それは設計の段階で除外してもいいではないかというふう考えた次第でございます。うん。うん。以上です。
1:27:24	PTA
1:27:26	すみません、原電の山本です。基本的には今オオウラの方から申し上げた通りなんですが、実際に保守的な評価ってということで、一番最大のその換算係数を使って評価するってということも、
1:27:42	もちろんSum評価できます。関係する時にですねやっぱり掛かん形態によって結構幅がありまして、それなりに効いてくるように見えるんですけど実際に実行線量ようにしますとですね、
1:27:58	そんなに大きく血管ですね影響を及ぼすほどの影響がないことということは一応確認をさせていただいております、変動幅もですね、やっぱり今のマイナス10-1。
1:28:14	小田ですかね。七つに十分包絡するようだと。
1:28:19	のところはやっぱり
1:28:21	オーダー間ですね変わることはないということは確認しております。
1:28:26	以上です。
1:28:28	規制庁ノロウイルスけれどもそうなんですそのあまりオーダーかならないところで、目でここまで説明性が必要なものを別途に増分していなかったら相談辺の説明も追加していただく必要があると思いますし、先ほど
1:28:47	そうですね。そういったようなところなんですけれどもその辺のところ
1:28:55	自己管理実効線量換算係数ですねだんだんD値を用いるかということそれに失敗して必要な説明というのは記載していただくようにお願いします。
1:29:11	訓練も応答です。承知いたしました。
1:29:16	原電の鈴木です承知しましたけども、今おっしゃっているのは当然水を含有したりとか或いは含有してなかったりとか、要するに最も厳しいそのあたりを使わないときにはしっかりとその根拠とか、そういったものを説明してくださいと。
1:29:32	そうじゃない限り、またやり方としては一番厳しい条件でやるっていうのも一つの方ほうですので、ちょっと我々として、一番説明性が高い方法をちょっと考えてですね、この資料の方修正したいと思います。基本的には厳しいところで、
1:29:48	説明するのがいいのかなと現状を持っているところです。以上です。はい、ありがとうございます。そうですねそれで辺りを使ったところの根拠と説明がしっかりなされていればそれで構いませんのでその上で、どのような数値を使うかを検討していただければと思います。以上です。はい。
1:30:06	原電スズキで承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:13	すみません規制庁のナガエです。ちょっとご覧被ばく線までやってくださいって いう会社の私なんですけれども、
1:30:22	ここが
1:30:24	270
1:30:26	8 ページの第 27-2 表なんですけどね。これ許可に用いた条件って書いてて その細部のご起立のし呼吸率と
1:30:38	実効線量換算係数はこれ先ほど山本さんも我々言われましたけども、既許可 では被ばく線量までやってなくて、周辺監視区域の濃度限度だけの評価まで で終わっているんで、そこまでに、まずとどめていただいて、
1:30:56	被ばく評価は、今回その追加縮減装置の設置に伴って出る。ノ粒子状物質Ⅱ は被ばく評価までやったんで、前回やった。
1:31:11	物機器許可の周辺監視区域の濃度限度をもとに、ほぼ同じ、呼吸率とかあの 事故線量換算係数を設定して、既許可のものを、被ばく量に直して、
1:31:27	今回の縮減装置の被ばく量と合算して、そういう問題ないという確認をしたって いう、その話が全然こう抜けちゃってて、いきなり 27-2 表とか 3 票という形で 整理が見込まれて、
1:31:43	巡回講演としたときはもっと乱暴に評価の条件までも変えちゃって、その時間 とかですね、あとフィルター、
1:31:55	移行率ですから、17 日の物質等の移行率も同じにしちゃって合算してたんで、 まずきちんと評価と新しい今回のやつを上げてくれっていう話をしたんですけ ど、かなり整理はされて
1:32:11	大体うまく整理できてるんですけどもその辺の源泉以降かけるような難治性 丁寧な書き方がされてないので、
1:32:20	今言った趣旨でちょっともう少しこう記載の充実化を図っていただきたいのと、 さっきどうやっていった話もこの結局その一番重要な無事故全部還元すると か、トリチウムと 44 の考え方が設定の考え方が違ってるとの全然、どこにも こう書かれてなくて、
1:32:41	例えば告示の第別表のそのどの核種のどうもその辺りがそのなんですけど、 こちら辺ですね今水素がおっしゃったように包絡的な点を下のベースで進めて 進めていくと的な
1:32:58	割と現実的なタグがわかんないんで、今みたいな議論になると思うんですよ。 ですから、ちょっとこちらの言った趣旨をきちんと踏まえて、あとそちらの評価 自体が十分な湖面性がある評価されてると思うんで。
1:33:15	そこの評価条件なり引用っていうのをねはっきりしないから、ちょっと議論が並 べていたBみたいな形になってるんじゃないかと思うので、ちょっとあの、今

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	後、そういう進め際にはですねちょっとその辺の考慮もお願いしたいと思いま す。
1:33:33	承知しました。
1:33:40	背景規制庁カドヤです。そのか 43 番関係ですね。
1:33:47	ここでよろしいですか。
1:33:58	委員長。次に行きましょう。
1:34:06	こういった現年だけどです続きまして 44 番になります。
1:34:14	いただきましたコメントが
1:34:18	廃棄物処理のをフロー図を言わす等で作成してつけておりましたが、
1:34:25	オービスのフローというのは、添付書類 8 水相当するフローですけども、それ と比べてドラムあろうともデイリールートは与えていないということで整合してい ないのでそこきちんと整合させてするよというコメントをちょうだいしてお ります。
1:34:42	こちらを本市との御覆う通し番号 268 ページ、決算。
1:34:53	添付資料を添付資料 8 に表記される、
1:34:57	冒頭、なるべく整合するよという観点で、まだまだあると思っいいの線を スズキしています。
1:35:05	その他にもこれで見比べをしてですね、製造者フローになっているんじゃない かというところまで確認をしております。
1:35:14	ものを続けてもう一つ、58 番についても御説明させていただきます。
1:35:21	今回スクリーンを装置の対象廃棄物は確か前回のヒアリングの比この被ばく 評価のみの議論から発生したご意見などと思いますが、対象廃棄物をどう考 えるかということで東海第 2 のみをはい考えていますが、
1:35:37	それではまず資料上明記されていないということでもう一つは藤一の廃棄物を 対象としないというのは実際的に労働管理するのかということをお願いしてお ります。回答として記載してありますが通し番号 200 億 16 ページ。
1:35:52	になります。スクリーンを装置設置の設計方針等という章の 2 パラグラフ目 ですね、明日 9 時様相継ぎ手処理を行う廃棄物は東海第 2 発電所から発生し たもののみとし、東海発電所の廃棄物を処理対象外とすると。
1:36:08	ダスキン法継ぎ手処理を行う際をドラム缶等に記載の識別番号参照として東 海第 2 発電所東海第 2 発電所の廃棄物あることを確認してから処理を実施 すると。
1:36:18	いうことに
1:36:21	記載しております。
1:36:22	27 条関係のコメントは以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:27	はい。慶弔壁でさせていただきます。44 番のところが 27 条の 8 ページは 269 ページのところで調理フロー。
1:36:39	ドラムヤードとのやりとりを追加していただいて、
1:36:43	確認ですけど結局 27 号線圧縮減容装置Gで圧縮した後っていうのは、
1:36:54	295 ページの系統にも等にもありますけれども、基本的にはそのそれそのままな固体廃棄物貯蔵庫に行くか、固形化処理をするかに委託であるという理解でよろしいですか。
1:37:13	NUSその通りです。はい、わかりましたでモルタル充填したものっていうのはちょっと見え 95 ページの系統図でいきますとモルタル充填固形化処理をした後っていうのは、固定廃棄物貯蔵庫に入る場合と、
1:37:30	丸一でまたお答えできる作業建屋に入る場合っていうのがあって、これはお答えできる作業建屋の方っていうのはその検査とかその搬出町っていう意味合いで入る頂上工事入らずにダイレクトに県搬出町になる場合もあるっていう理解でいいですわ。
1:37:49	懸念時のリスク、その通りです。本社でも一度系統の確認ですけどこと廃棄物作業建屋っていうのが右下のところにあってそこには不燃性出すこと廃棄物のもととのその枝分かれをして
1:38:05	両矢印になって圧縮減容装置に入る。ラインがあると思うんですけど、ここで言っているその左から固体廃棄物作業建屋の左から来る量矢印っていうところの部分は、これはUDですか。仕訳切断作業をするっていうのは、固体廃棄物作業建屋、
1:38:25	という意味ですかね。ちょっと同じ答え廃棄物作業建屋ですけど、中でやられてる声が幾つかあるんで。
1:38:33	右から黒丸位置とか実線のところは、検査排出待ちという意味でお答えできる作業建屋と理解をしたんですけど、左側がくる矢印のお答えできる作業等に来るものというのは具体的に何の作業が答えを下げた程度行われるんでしょうか。
1:38:52	ここはゲンタツ瀬、タケダです。発電所で発生した不燃性立つこと不燃性が作った受け入れて、フルエンス答え 8 物量建屋に搬入して、2 相稚拙な作業を行うというふうになります。
1:39:08	一度仕上げ残作業をしてそのあとまたラインが戻っていけないっていうのは、圧縮減容装置なり減容装置のほうで処理をするということですね、流れはわかりました。
1:39:22	ちなみにこの点線と実線の違っていうのは何かどういうふうになりますか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:30	リネンどちらですか。実線はましよとなる廃棄物処理のフローを示していて、点線ほどちょうど等嘘とか牽制を処理の途中段階で、ドラムヤードに戻し一時的に貯蔵するもしくはそこから戻してくる。
1:39:49	戻しの意味で書いているものであります。
1:39:55	IAEA形状がですね意味はそこは凡例と書かないものなんですかね。
1:40:01	少し何かこの、いや、今までそういうふうな店舗地上ってことなのか。
1:40:11	例の限度値ですけども、凡例の要否については、
1:40:15	ちょっと考えたところでちょっとそこを検討します。
1:40:19	はいえっと、ここにありますか。
1:40:23	今 44 番ですねフレームの関係で例えば成立 普段過ぎさ傾聴活動ですけどもそれはメディアの絵と、前回ちょっとコメントしたときに、当資料 299 ページ、ここにお答え廃棄物処理。
1:40:42	系統概要図っていうのがあって鳥瞰図みたいな形で全体概要が記載されていますけど、前回ちょっとこちらをあわせてリバイスをいただいて整合性の説明をちょっとお願いしたいと思っていて、そちらは今までですか、作業まだされているということですか。
1:41:04	原電の浦です。前後のちょっと認識がちょっと違ってたら申し訳なかったんですけども、この鳥瞰図のフローと、先ほど 27-1 図、それから典パッチのフローに相当するふう 27-34 ページのこのフローとの
1:41:21	整合性といいますかそういったところを整理せよというふうな趣旨でちょっととりまして、今回
1:41:29	27-1 図のほうで処理能力を示すということで 27-1 のほうでちょっと詳しく整理をしたというつもりでおりまして、
1:41:38	この 229 ページの図についてはあの説明がもう同じ図になりますので、不要かなというふうに思っていますね、そういったちょっと今回整理の仕方をしてきたということになります。
1:41:50	はい。
1:41:51	規制庁のコードですええと同じ図、
1:41:55	あと、
1:41:56	えっとですね、おっしゃる通り性は多分この添付書類 8 につける後の系統概要図でここが多分一番上位のクルーズだと理解してはいますね、結局系統増のところとか
1:42:12	先ほどの何ページか前のほうにある

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:16	269 ページとかで示していただいた図のものっていうのは、この添付書類 8 につける図の一部の部分を多分抜き出してきたものと理解をされていて、まずそれと整合してますよねっていうことの確認は必要なんですけど。
1:42:34	一方でこの後ろについている。
1:42:38	299 ページの図っていうのが何かいいよりわかりやすく書かれてるかなっていうちょっと印象を持っていった全体像がその系統図、系統概要図っていうところを
1:42:53	これはどこの建屋で何が行われて、例えばその一時的に貯蔵庫に戻すラインが書かれていたりとかですね。後処理処理本数のどのぐらいの本数でっていう。結局処理本数のところは
1:43:10	先ほどの
1:43:12	前のほうの 269 ページのところにも書かれてるんですけど、結局、何か全体を把握するのは結構 299 ページの図がわかりやすいかなと思うんですけど、そういう意味でその全体像をちゃんと示してもらった上でのその添付上位 8 の系統図との
1:43:28	整合性っていうところ確認かなと思っていてですね、ちょっとそこは
1:43:34	減じの項に周辺装置入れたらどうだろうかっていうところがちょっとお示しをいただきたいなと思うんですけど、いかがですか。限度値のです。27-1 図が一番最初に作った発想をまさにこの 299 ページの建屋の情報を処理本数の情報。
1:43:51	それとも明日駆動装置の申請という意味では直接かかわらない濃縮廃液タンクと、そういう情報は省いたっていう観点で、これヒノキクロムとしてそもそも作ってはいたんですけども、ちょっと前と認め確かに変わっているの、それが見にくいとかちょっと情報量を与えないように見るとかかってご指摘多い
1:44:11	いただいたということを踏まえて、基本的には位置図をもう差し替えるということで、当試料作り直すこと考えたいなと思います。
1:44:20	規制庁の岡田です。磁性
1:44:23	最初に説明いただいてから若干相違位置図と系統概要図っていうところの整合性はちょっとわからなくて、その位置図のところの確認っていうのは結構終わらせていただいていたんですけど、iPhoneアジアつもり土砂 299 ページの中から今回の就業に必要なものを
1:44:43	一部として抜き出してきたっていうそういう整理をされているっていうことで、タケダ率作成の覆う思想としてはそういうことですが、幅じゃそういうことであると、逆にあれですかね。福祉そのもとにから先のところも記載をいただいて一部に集約するっていうような

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:03	イメージですかねその結局その圧縮減容装置で圧縮してたモルタル充填に黒とドラムヤードのほうに行ってモルタル充填からまたあれでしょうね今回答え廃棄物作業建屋のほうに、
1:45:19	直でいくやつとちょうど多くドラムヤードに局でいくやつと、
1:45:23	だから、そうか、それはだから今回の範囲内じゃないから、そこまでは書いてませんっていうそういう意味ですか。
1:45:31	なるほど。
1:45:34	趣旨はわかりました。
1:45:54	もう少しちょっと規制庁からのリスズキ成長が少し 299 ページにその系統概要図
1:46:02	のところのちょっと位置付けの整理かなとは思んですけども。
1:46:35	はい、終わります。
1:46:37	ちょっと一番大事な御空き地中ですけど 295 ページの添付 8 のその系統図っていうところが正しく我々としては固体廃棄物の処理の流れを理解するっていうところで少しその種理解を助けるという意味で 27 条が 299 ページの
1:46:56	この大洲についてもですねちょっとリバイスをいただいて、全体の流れをちょっとビジュアル的に御説明いただくようお願いできればと思います。
1:47:06	教員数趣旨承知いたしました。
1:47:09	はい、その他 44 番とそれから 58 万波食十一番のいわゆるとつくに。
1:47:17	ないかなと思ってますけども、その他慶弔わから確認であればお願いします。
1:47:24	はい、じゃあ、よろしければ次に行きましょうか。
1:47:31	原燃ときはです。続きましてコメント No. の
1:47:37	すいません訴状が変わりまして 28 条の御説明追加だと思います。
1:47:44	まず資料航路図を 02 番のコメントリストの 8 番。
1:47:51	28 条の御指摘になります。当保安量の推移について発生要因と原因賞与分析してそれぞれ状況する表追記これは時以前 04 番として作っていた評価の資料、パワーポイントであった資料なんですけども、これ補足説明資料のほうに盛り込むことと、
1:48:09	有効指摘でございました。こちらを見込んだものが通し番号を 203、338 ページになります。
1:48:22	固定廃棄物貯蔵庫の保安料の水の発生要因と現象についてカテゴリに分けた表を作成して盛り込んでおりますと、でも発生 4 としては工事完了後、発生しないで対策工事のプラントでの準備今次濃く準備工事安全性に影響を与えない方法で実施時期を見直すことが可能な提供。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:42	工事プラント提出用発生量が少なくなる一時管理性を多量等から成りやスクリーニング装置の運用箇所を超えたとしても廃棄物量は増加せずに増加しても低減計画を見直すことにより、どうかで抑えることができるため今後の復興音量管理要領以下でもソフト可能であると。
1:49:01	というような説明を追記しておかつきというかそう説明するための表を入れ込んでおります。
1:49:07	ちょっと 28 条も一つだけなので続けてさせていただきます。
1:49:11	ちょっとコメント。
1:49:12	運行課、
1:49:22	そうしましたら 28 条のこれときですね。はい。そうしましたら以上になります。
1:49:27	はい規制庁壁ですありがとうございますと 8 番のところは椎体をいただいたということで、
1:49:36	その近くに投資のですね、342 ページのところ、ここに(2)で固体廃棄物作業建屋てる方はさここはまず何かと言うとその 341 ページのところ、
1:49:53	1 号の A1 号及び 2 号ってということでここは結局固体廃棄物貯蔵庫のですね汚染の広がりのいい広がらないことということで、もともとその答えではっきり貯蔵庫と。
1:50:09	それから、固体廃棄物作業建屋っていうので既許可からそのドラム缶に詰めて
1:50:18	ちゃんとサブ放射性物質に汚染が広がらない設計っていうのはうたっていて、今回さつきちょっと確認させていただいたんですけど縮減数字で圧縮した後っていうのは、固体廃棄物貯蔵庫に行くか、或いは固化阿蘇処理、セメント固化のところに行くっていうその 2 択だけってことを考えると、
1:50:37	この今ここで 342 ページで、固体廃棄物作業た提案に対してもそのドラム缶の放射線部から漏れいすることなくっていう、その通りパッキン付の蓋をしたドラム缶のほかによりって書かれているんですけど、直接その答え圧縮減容装置から、
1:50:55	行くことがなくて次のプロセスを踏んでるからいくっていうことであれば、ここは何か記載する必要性っていうのはどこまであるのかなと思うんですけど、その辺りがですか。
1:51:13	現在ところです。今おっしゃった通りの考え方っていうのもあると思うんですけども、我々としてはそのもうちょっと 1 回モルタル充填するとはいえですね所装置作ったものが最終的には、
1:51:27	答える貯蔵庫なり得る建物に行くということでそこその影響をお待ちを確認して、同じ時期であるということを確認したということですのでちょっと今回はそう

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>いう考え方もちょっと、うちはちょっと記載させてもらったっていうところになります。</p>
1:51:42	<p>規制庁の中でですねちょっと混乱したのが結局の縮減用送風機で圧縮した後に、その固体廃棄物作業建屋の答えをその廃棄体搬出作業エリアっていうところには直でもっていくことはないわけですよその</p>
1:51:58	<p>必ずその次のプロセスがあってから、そこに行くっていうことなので、どちらかというとその廃棄体搬出作業エリアに運ばれるものっていうのは、前の時点の管理でもってなので。</p>
1:52:13	<p>攻め効果であればセメント固化の方でそういう設計がなされたから、その廃棄体搬出作業エリアのほうに持っていかれるってことなのかなと、或いは貯蔵庫に入れるところはちょっとここにいるときにはもちろん直接、緒元装置から行くので、それはそれでいいんですけど。</p>
1:52:29	<p>そっから来るときに持っているのかその直接廃棄大半作業エリアに持っていくもの自体を定めるものじゃないのかなというそういう趣旨です。</p>
1:52:43	<p>原電の浦邊です。ほぼおっしゃってる趣旨は理解をします。もまさにその通りではあるんですけども。</p>
1:52:52	<p>そういうことになりますと結局例えば</p>
1:52:57	<p>緒元措置で、</p>
1:52:59	<p>お答えを作ってMonotaRO窓口ますか。これ或いはその答える貯蔵庫のほうにどれぐらい持っていか答えがちょっと後から入れる縦に圧縮ドラムってこれは最終的にはフィルダブルも搬出計画みたいなどころを見ながら持ってくる量をコントロールするっていうような管理になるんですけども。</p>
1:53:20	<p>そうすることを</p>
1:53:24	<p>ここ1号2号の適合確認という意味では政策側で、</p>
1:53:32	<p>何といいますか、あの漏えいしがたいことというところでどういう。</p>
1:53:36	<p>江藤。</p>
1:53:39	<p>ことになってくるかなとちょっと考えなきゃいけないとか慶長の改正と(1)の固体廃棄物貯蔵庫っていうところはそのまま別に今の記載で特になくなって、(2)の固体廃棄物庫、固体廃棄物作業建屋っていうところには</p>
1:53:57	<p>直でもっていくわけじゃないので、そのへと今考えてるその圧縮減容装置設置事業における設計方針等っていうところにはとくところとしては期待する必要性がないんじゃないかっていうふうにですね。</p>
1:54:12	<p>自分の貯蔵先言いとして固体廃棄物貯蔵庫とこの今のその搬出作業エリアっていうのがあった時に排出作業要領に持っていかないわけですよ直で、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:25	それはどちらかというと販作業入れちゃんと漏えいしないようにするっていうのはモルタル充填をした後ちゃんと蓋をして閉めてっていうことがなされるか、それを受けて廃止作業エリアでもちゃんと歩道されますっていうんだらうかなと思って、要するにそのまま前の前の
1:54:45	今回の縮減を数値のその設計方針っていうところに入れる必要性がどこまであるのかっていうところの意味です。
1:54:57	現年度距離不趣旨承知しましたので、答えて作業建屋の話聞く機会を発する異多くこの圧縮装置の申請事項として、28条の説明としてどこまでそうなのかちょっと考え直したいと思います。
1:55:12	海丘超過ですよろしくお願ひしますちょっと紛らわしいと思ったらなんか待機大変単線作業量には持ってかないのについていうところであれば適用方針が書かれているっていうところですよ。
1:55:22	はい、規制庁側からほかにありますでしょうか。
1:55:29	だからといいますのは、
1:55:35	はい。
1:55:36	電力カドヤ必要性なんて先ほど 2811 条第 1 トンですがもう 1 点ございまして、
1:55:43	※1 と 60
1:55:46	一番やっぱ一遍受けておりましたいただいた御指摘としましては、もう一つ廃棄物の貯蔵施設についてお答え勤務先の建屋の開発アリモリアマノですけど、こちらは一部評価するのは廃棄施設廃棄するための系統及び搬出までの
1:56:03	タケダの限定的な問題であるという許可をいただいておりますので、ちょっとそういった記載が今までの補足説明資料から抜けておりましたので、圧縮措置系作成した廃棄体を作業エリアに保管する場合は、
1:56:19	ITB手配するための検査及び場所までの間、ちょっとこの場合であるっていうことをちょっと附属説明資料に記載しました。以上になります。
1:56:35	ちょっと補足します具体的にはですね、28条の2、通しの333ページになりますけども、
1:56:43	2ポチ28条1項についてっていうところで、
1:56:50	3行ほど水位を見せるところなおっていうのはですねお話作業エリアは、廃棄事業者の廃棄施設に搬出するまでの検査が始まれ限り、ちょっとほかの施設であるところを追記しましたと同様の趣旨のことが11P28-11ページ通し342ページもちょっと今議論があったんでちょっと
1:57:09	かっとなっちゃうかもしれませんけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:15	圧縮減容装置の設置における設定設計方針等の1行目のところで試験装置作成され、廃棄事業者の啓発までの範囲だ補完する廃棄体は云々ということで、追求させてもらってます。
1:57:31	以上です。
1:57:34	。
1:57:42	90 ナガエです。今の333ページのとこですかね、2ポツ1のところなんですけど、ちょっと
1:57:51	この進展のは
1:57:53	長きじゃなくてその廃棄体搬出作業エリアの就職として
1:58:00	それは一旦作業エリアは
1:58:03	現実のものだっというのを現在つきのエリアであるっということを治りじゃなくて、目の
1:58:11	日で書かれていることで、同列になってるんで、そうじゃなくて、来大変作業エリアって限定つきで機関付で計画つきのものしかが限定されてないで一方その
1:58:25	地方、地方する貯蔵施設のものが貯蔵庫にあるものが長期的な視野に立って、きちんと管理されてるものであるっという、そういう趣旨なんで全然その
1:58:36	イコールじゃないっということを趣旨をはっきりさしていただきたいということではっきりか書いてくださいということを言ったんで、なお書きで書いてくれたつもりはないんです。以上です。
1:58:49	燃料らですね表現見直します。
1:58:54	規制庁微妙ですけど今ナガエの方のお話あったんですけども仰ぎって結構扱いよく考えてくださいね。なお少し及び落ちますので、なおあまり対応しないように、日今使うとか使ってもですね今みたいところはやっぱりあまり使うべきじゃないかなと思う。
1:59:14	よくその接合は確認してください。以上です。
1:59:19	承知いたしました。
1:59:23	IAEA等、法令では、
1:59:27	28条関係は以上でよろしいですかね。はい、次に行きましょう。
1:59:33	ご意見土壤です通常1029条にと思います。
1:59:39	29億二つ御説明事項がございますが、続けていきます。このNo.13番ですね、三つの圧縮対応合わせた三つの廃棄体を圧縮して密粒ということで、表面線量率を管理することの妥当性ということで何度かやりとりさせていただいている。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:58	テーマになります。前回いただいているのが表面線量率 0.5mSvを管理する、 いろんな社長 0.5 に関わりするので、条件変更はないというのは設計ではある んですけども、具体的な方法も記載をすることと、
2:00:14	また、282930 条で核補足説明資料の説明を説明をきちんと整合性なさいとい うことをしていただいております。
2:00:23	29 条の
2:00:30	当社も 362 ページですね。
2:00:35	一番下の
2:00:37	ページ 2 が一番下の業務に例示という書き方で、どうどうやって 0.5 名シーベ ルト管理するかということを書きました。
2:00:48	ちょっとその少し前になりますと、ここの排気圧縮体の表面線量率の大小考慮 したドラム缶等の収納で括弧 0 という書き方で線量率の高い縮退と線量率の 低い厚くて組み合わせてドラム缶に収納する。
2:01:04	及び収納不納調整というところも例として、線量率の高いは圧縮当初の不具 合或いは収納葬儀こういかに減らして収納古い
2:01:12	を実施して収納のドラム缶は非常に移されてむしろ超えないように、きちんと 測って管理しますと、いうご説明になります。
2:01:20	続けてもう一つだけなので続けていかせていただきますと 62 番になります。
2:01:27	これこれ地調カーのドラムウォーター固体廃棄物貯蔵庫の設計の中で表面線 量率を基本的には設計して設定しておりますが、一部のドラム缶線源に対して 0.96 マイクロキュリーという放射能で設定されている条件が、
2:01:44	ありますので、ありましてそれに対して約 702 連動に相当するということで、資 料で記載していたんですがその監査の方法についてきちんと明記化すること という御指摘をいただきました。
2:01:56	こちらを回答 5 を 356 番、6 ページになります。
2:02:04	本米印案として駐車こう通知ますテーマとなり昭和 50 年代の設計にはなっ てしまうので記録残っている記録から
2:02:17	確認したというところにはなりますが、0.96 マイクロキュリーから表面線量率 700 部門というのを完全にはアーク点減衰核積分法を主とするガンマ線遮へ い計算コードを使用したというような状況が起こってございましたのでその旨を記 載しております 29 条以上です。
2:02:41	規制庁の領域ですけれども 62 番のほうですね 350 分、29 条の 3 のところで、 趣旨は理解しましたので、もともと質問したいはこの 700mmレントゲンって いうのが

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:58	この明確な根拠ですねというのをが今既許可のところでないのかということだったので、これこれの明確な明示されたような内容があるのかなと。
2:03:15	いうのを期待していたんですけども、0.96 マイクロPD／立方センチメートルからCode利益計算したというようなことであれば、これ表の書き方だけなのかもしれないんですけども
2:03:32	真ん中の欄のところですね根拠となる数値のところ、これ全部多分既許可のところから運用で引っ張ってきていてこれをもとに表 29 年に表ですかねあ 29-2 表の結果が
2:03:47	されているかと思うんですけどもそれであればここ表面線量率ではなくて多分真ん中より大きく根拠となるまあ線源の条件だったりとかっていうようなことで 0.96 っていうのが来許可の時の数値としてあった上で米 4 のような
2:04:06	9329-2 表が出てきた。
2:04:10	いうような
2:04:12	ことなのかなというふうにはこの資料と、今の説明から推移し、
2:04:18	不足したんですけどもそうであればそのような記載ぶりのほうがいいのかと思うんですけども、いかがでしょうか。
2:04:28	去年とケース確かにおっしゃる通り、真ん中の列を表面線量率に硬質する必要はあまりなくて、期初からどういう状況を設定したかということで、表整理すべきであると思い直しましたので、真ん中の欄のタイトルをちょっと考えますが
2:04:48	条件みたいな項目名称にした上で、表面線量率をさせていただいている項目表面線量率放射能を設定する放射能をはっきりそろえたいと思います。
2:04:59	規制庁のあの通りですけどもそれぞれだと引用のほうの数値と明確に紐づけがなされて説明精度向上されるんじゃないかと思いますので、検討をよろしくお願いします。私からは以上です。
2:05:23	ナガエです。ページ数でいくと 362 ページ、363 ページ辺りなんですけど、ここで縮減装置の設置における設計方針と書かれて、中にね変えている趣旨は
2:05:39	何点か表面線量率で 0.5mSv/hを、
2:05:44	その管理しますっていう書き方をずっと書かれてるんですけども、ちょっと具体例と書いていただいて預記載時自体は少し充実してるんですけど、この設計方針を書くところなんで、管理するっていうワーキングは鉛厚。
2:06:01	何て言うんですけど、あまり整合性がよくないと思うんで、基本的には
2:06:07	圧縮減容して終了したドラム缶っていうのがね、その 0.5mSv/hを超えないようなものを製作するとかね、収納するとかっていうそういうそういうことを架空のは距離その適正ではないかと思うんですよね。ちょっとあの管理することで、
2:06:24	管理するっていう書き方がちょっと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:29	これで確認を終わって、ちょっとワーキングとしてどうかなと思ったのでちょっとご意見聞きたいんですけども。
2:06:35	原電の鈴木です。今回ですねこちらのほうのタイトルを設計方針等というふうにちょっとさせていただきました。その等というのは運用管理なんかも含めて等にしましたよっていうようなことを言ってまして、あれ。
2:06:55	えっとですねそういう趣旨で等にさせていただきました。すいません。
2:07:03	あほ
2:07:05	これ前回ですねいわゆる別紙でまとめていた設計方針で或いはこちらのほうは運用とかまじってるよねっていうような話がありまして、確かにですね運用がまじってるところ例えば人くマンパワーが書いてあるところとかですねそういったようなところもありまして、
2:07:22	今ナガエさんがおっしゃったような書き方で書きかえられるところもあるんですけどもそうじゃないところも多々ありますので、申し訳ないんですけどもこちらは隻欲しい以外も含んでいるといったところで等々をつけさせていただきました。以上です。
2:07:37	規制庁ナガエですけれども、一応その製作するっていうことを設計方針になりうると思うんですけど、そのとURから管理するっていう話をちょっと理解できないんですけど。
2:08:03	すいません確認なんですけど、管理するということそのものをこちらのほうに書くのはあまりふさわしくないのではないかということでしょうか。すいません。現在スズキでした。
2:08:14	それは個々の設計方針を書くんであって、家管理するっていうのは、設計方針あんまり馴染まないんじゃないかということをつつもりですけども、検討中です。今回我々資料を作るときに考えたらまず数字は載せました通り、まず基本方針等で、
2:08:33	設計方針も書くこともあれば管理のことはあるとその上で適用工夫ための設計方針を示すと向こうの真ん中ぐらいになると思うんですけども、上記の設計は既許可における適合ダム堰保証踏まえたもので今回適合するとこの一部分のより右側の適用でも設計でありますと、
2:08:52	さらにその主たる管理もしくは応用をもつて的なことをこの条文のこともありますが、そういう趣旨でこの資料作り込んでおりまして、そういう意味で明確に1回に分けるというのはないかなというふうに考えています。
2:09:25	僕は秒ですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:26	そうですね今流れているように設計方針等々って言っているの、もっと基本的な設計方針が書かれなければならないということで、で事業者が言われているは上記の設計をゲット適応するっていうところを、
2:09:41	言われているんだけど。
2:09:44	ここ温床ってというのは、
2:09:49	何々設計するところ書いてありましたっけ、ダイビルとほぼ情報何だっけ設計するっていつか終わっていて上部の所適合するっていうふうに書かれたんだけど。
2:10:01	29 条の給に関してを設計方針の下野が
2:10:07	今の現状もそもそもないような気がして、想像の全体的なバランスよく見たほうがいいんじゃないかと思うんだけど。
2:10:18	減数月承知しました基本的に皆さんおっしゃる通り、設計方針等々と言いながら、設計方針中心で書いてきたというのはそれは事実ですので、全く他社に 28 条の 362 ページのところにつきましては、
2:10:33	設計方針を記載がないといったところは事実ですので、ちょっとそこまでの全体を見て、必要な修正を加えたいと思います。以上です。
2:10:49	はい、ありがとうございますというのはあれですね、0.5 宮規制庁の岡田ですけど、0.5mSv/hと設定するってというのが真ん中あたりにありますけども、結構縮減数字で圧縮された後のものも 0.5mSv/hの 2 以下になるものとして作成するってということだと思うので、
2:11:06	またもうこのあたり少し明確に書いていただいてそのあとはまあ後ろになお書きのところはそういうふうな形で管理をしていくってところが整理できれば、方針として明記されるかなというふうに思いますので、
2:11:18	はい。それじゃあ、今 29 条、
2:11:25	はい、そのほかはよろしいですか、今、
2:11:32	うん。
2:11:45	はい。来ているのかですね、次へと 30 条ですかね、評価を行って原燃土壌デフ 30 条のコメント二つほどありますので続けて説明させていただきます。
2:11:56	まず今度 No.46 番になります。
2:12:01	小計成果等、
2:12:04	従事者この多量にこの装置の作業に従事する従事者の被ばく性能に関しましてで 5 隻だったことになります。当日段差量の電車被ばくの評価に比べて多少な保守性が確保されることをちゃんと示しなさいと。
2:12:17	いう御指摘でした過去 3 年間の実績の最高値等だけではなくて教えてくださいよと堤防の全期間の実績であるとか、強く評価を行った際の条件からドラム缶

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	がどう変わったのかとか、まあ計算上も見込まれる保守性が何でどの程度あってということを妥当があるかというような整理が必要であろうと。
2:12:36	今御指摘いただきました。今回はスクールよく考え直しましてはスクリーニング装置の採用に従事する作業者の放射線量算出に当たり、類似作業を選定して類似作業の線量実績をもとに算出していましたが、選定したり作業の許可における線量と同様なたい。
2:12:54	1年で20mSvという同様の値を用いることとし、資料を修正しました。この装置を線量告示に求めている線量のうちに当たり55年で100を満足しています。あそこ輸送中は遮へい原価区間気象の防護措置が施されたこと廃棄物建屋の設置場所として、
2:13:14	いろんなことによって放射線防護TBqということはこの評価に確認したという立て付けにいたしました。以上反映しましたのが通し番号387ページになります。
2:13:26	3パラグラフ目ですね蒸気の措置により、放射線業務従事者の放射線量は1人当たり十分に審議等見込んでおり、これは線量告示を満足していると。
2:13:39	いうことで評価見直ししております。
2:13:43	専門して、
2:13:48	コメントの番号五、六十、
2:13:55	3%になります。
2:14:04	補足説明資料の通し番号が402ページになります。
2:14:10	当30条の第2項という説明でして今後とも当出入り管理施設とか汚染管理施設、放射線管理上の施設の設置を要求している条文であります、これらの設備変更がないように対象外ですというような説明を以前申し上げておりました。
2:14:25	これは
2:14:28	答え、規則第2、30条2項出入り管理汚染管理汚染管理については今回の体制的事象対象外であるというふうに書いておりましたが、現在どのような設備がどのように設けられていて安く設定値によっても変更がなくて、実際はそういう設備を使うか対象が言った
2:14:46	になるというような理由に見直すようにという指摘いただきました。
2:14:51	見直した結果、合わせて許可における設計方針のほうの記載も少し現状どうなっているかという意味で1多重時価しか記載を拡大しております。答え破砕球体四谷内の汚染の恐れのある管理区域に出入りする放射線
2:15:07	業務従事者等の出入り管理は、サービス建屋内の出入り管理室を行い管理室は、このための出入り管理設備及び電子線量計が備えられた設計として

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いと、またサービス建屋内に汚染の恐れのある管理区域へのデイリーに伴う汚染管理を行うため交付シャワー室及び
2:15:25	汚染管理用の測定器等は備えられた汚染管理関係施設を設ける設計としています。
2:15:31	明日 9 時の相当の設置においては、職員を想定した職員を処理作業に従事する従事者は既許可における設計方針と同じ設置されたこれらの既設の出入り管理設備当選管理関係施設を用いますので、装置設備の設計に変更は生じませんと。
2:15:48	従って本許可における適合ダム堰報奨フォーマットを横にこう適合すると、ちょっと対象外から位置付けを変えまして、設計を踏まえているので適合しているというような書き方に変更しております。
2:16:00	30 億円の計上です。
2:16:02	YKTのオカダです。今御説明いただいた 63 番のところっていうのはちょっと何かコメントが正確に伝わってなかったと主旨は一緒なんですけど、結局その縮減を通じて放射性物取りかえ取り扱う機器なので、それは新たに設置するんであれば、当然、
2:16:22	車線管理施設っていうのが必要になってきますと、なんだけどそれはもうもともとそれを、が、その放射線管理施設が設置されている固体廃棄物作業建屋の中に置くんで、新たに設置をする必要性っていうのはないんですよっていう
2:16:38	そういう、そういう趣旨の外し方なのかなっていう理解なので、記載いただいている内容はそういうことなんですけどあのえっと放射線管理施設のについて現在どこにどのようなことが設けられていてっていうことも説明して欲しいというよりはむしろ
2:16:54	必要なんだけど、放射線管理施設が必要なんだけど、それがもうすでには達成されている必要で建家の中に置くんですっていう、そこをちょっと明確にさせていただいたかったっていう趣旨です。
2:17:09	はい。などで趣旨としてはそうなので、言ってることは同じなんですけど。はい、じゃあえっと、
2:17:18	規制庁のドイですけども 46 番のコメントのところですね楽しんで量評価のところですね、進行した内容というのは理解しまして、評価としては、これで
2:17:35	妥当なのかなというところもですねあるんですけども 3 よって 387 ページの 30 条の 4 のところで、
2:17:46	3 パラ目かな、上記の措置によりのところで既許可の設置、手話既設団地作業の評価と同様に 1 年当たり約 20mSvっていうような説明がしっかりなされてなくて、確か来局前回のヒアリングのときとか

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:04	一波当たりのドラム缶の線量率が変わらなくてトータルの本数とかですわその辺がわからないので
2:18:12	最終的に評価としてですわ線量率の今回線量率から同じに設定されたと思いますのでそういったところの計算で同じになるというような説明がされていたと思うんですけども、何か今回道路でまとめられてしまっていて、大分説明消費がちょっと
2:18:29	乏しくなってしまったかなというところなのでその辺のところの計算の簡単なパラメーターとかですわ線量率とか本数とかそういったところにも言及して説明。
2:18:44	していただけるとその説明資料が行動するんじゃないかどうかと考えますけどいかがでしょうか。
2:18:53	原燃DOSIRISQ層に用いたドラム缶の表面線量率また作業時間について説明を加えたいと思います。
2:19:02	よろしくをお願いします。私からは以上です。
2:19:12	今日の回答もらったところと直接関係ないんでちょっと気になったので今窃盗387 ページ。
2:19:22	これ 30 条のところの 4-4 ページなんだけど、の内容はほぼ理解してるんですけどちょっと書き方が乱暴かなと思っていて、
2:19:31	まずどころも加わって言うとなお銀行一番最後のところの仕分け切断作業種作業が同じって書かれてるんだけど、さっきちょっと話があったと思うんで人からには取り扱う。
2:19:44	廃棄物が同種っていうところで、そこをどうしても説明が全然されてなくてですわ、おそらく障害とかで説明されている 393 ページとかに行くとドラム缶等の表面線量が量 0.5mSv/1 っていう多分これを
2:20:00	同種と呼んでるのか、それとも中身の話を船で交代廃棄物っていうものだけが同士であれば、何をもってこう取り扱う背景って廃棄物が同種って言うのかも説明がないように思うんですけどいかがですか。
2:20:21	それでのオオウラです。結論から言いますと、説明を追記させていただきたいと思います。
2:20:29	取り扱う廃棄物をどうしようっていうのはちょっとあれですけどその前ドラムヤードから持ってきて仕分けをする廃棄物をそれを圧縮して取扱費取り扱うということになりますので、その扱っている廃棄物が同種と。
2:20:44	いうふうに考えることがあった
2:20:47	圧縮に関しましては先ほど議論がありましたように、0.5 ミリ以下で取り扱うというところで、汚染レベル、或いは線量レベルというのが同じであるということ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	から、放射線環境も同様であるというふうに考えております。その辺のところを追記したいと思います。
2:21:06	はい。よろしく願いした後、ちょっとこれ言葉気つけなきゃいけないんだけど30の一番いや4の一番最後のね、被ばくは同等であるっていう表現が適切かどうかってことね。
2:21:17	事業者が受ける放射線被ばくはならわかるんだけど。
2:21:21	ちょっともう表に出たときに被ばくは同等であるっていう表現はやっぱりちょっと乱暴になるので、例えば月次線量限度なり、もう少しちょっとあの基準に沿った表現にさせていただきますかね。
2:21:37	ほぼ
2:21:38	オオウラです。承知いたしました。失礼いたしました。
2:21:42	私は以上です。
2:21:48	IAEA等30条の関係。
2:21:53	ほかにありますか。
2:22:21	はい、じゃあ、よろしければじゃ次行きますか。
2:22:27	20の子炉損十条以上です。
2:22:35	はい、県連本店のアリモリです。それでは12兆
2:22:39	あと4条以降のですね、説明を準備させていただきたいと思いますので、12条から順番にコメントリストに沿って説明をお願いいたします。
2:22:57	はい。規制庁の岡田ですけど、今もうちょっと切りがいいところ30条まで一応ありましたので、ちょっとここで10分間休憩とりたいと思います。
2:23:10	はい。規制庁中です。それではヒアリングを再開していきますので説明の続きをお願いします。
2:23:19	はい。現在の吾妻ですそれでは12条の御説明をさせていただきます資料にも回答一覧表のですねが番号でいきますと68番。
2:23:30	それから、69番になります。
2:23:34	党首に関するコメントをいただいております、補足説明資料ですとか設計方針等に提案位にそいけん圧縮にはそちらと記載しているか仕事も記載を検討することというふうにコメントをいただいております。
2:23:50	具体的な内容ですが、補足説明資料の通し番号でいくと237ページ。
2:23:57	をご覧くださいいたいたいですけれども、
2:24:06	黄色くハッチングさせていただいておりますが、圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系はというところで主語を見直しをさせていただいております。同様の内容がですね
2:24:20	12条の10ページ、それから11ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:25	12 ページ 13 ページ。
2:24:28	1045 と全体的に展開をさせていただいているという状況でございます。
2:24:34	あとその他の条文についても私語見直す答え足首の装置を含むこと廃棄物処理系はというところで全体的に見直しをさせていただいているというところがございます。
2:24:44	以上になります。
2:24:48	はい。規制庁の岡部です。洞道 68 番の関係で四、五のところですね安全機能に関わるところということで、今回答を一覧の中でヶ所規定させていただいてます 50 だのを確認はしておりますけれども、
2:25:05	一応ここに記載されたところがその仕事して安全機能を有するものになるんで、緒元装置を含むこたえできる初期はということで統一的に修正されたという理解でよろしいですかね。
2:25:16	原電の笹沼です。ご認識の通りです。わかりました。規制庁のカドヤです。この 68 万関係、確認点ありますでしょうか。
2:25:33	規制庁のものでちょっと関連するんで、同じような記載なんですけど
2:25:41	今日の資料の③ですか。
2:25:45	このポイントの
2:25:47	スライド資料の 5 ページ。
2:25:51	は三条の地盤で同じような記載になってるんですけど。
2:25:57	⑦の 1 ページ。
2:26:00	予算上のところが、
2:26:03	ちょっと
2:26:05	このポイントの 5 ページと記載があってないんですけども、こちらは
2:26:12	5Kaとパワーポイントのほうに合わせて修正されるという理解でよろしいんでしょうか。
2:26:50	原電の笹沼です。現在本店へいかがでしょうか。
2:26:55	。
2:27:10	すみません、ちょっと待ってください。
2:27:36	そしてちょっと補填が入るまでですけども、すみません等というポイント資料の 03 本のページの青いボックスで囲われているとのこの言葉と当資料番号 007 番の 1 ページ目の適合のための設計方針の下の 2 条、
2:27:56	一致していないんじゃないかという御指摘でしょうか。
2:28:05	規制庁の浜田です。すみません。③-5 ページのあれですかあほ青い枠としたの。
2:28:15	基準要求に適合するための具体的な設計内容ところ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:19	二つあるんですけど、
2:28:22	ちょっとそれぞれの位置付けをあまり理解しないでコメントしてしまったんですけど、これはどういう使い分けをされてるのか逆にお聞きしたいんですけども、日本原電の武田です。今回この資料の
2:28:40	このというのは 00 三番のパワーポイント資料の青よりいいテキストボックスも中の文字を基本的には設計方針として採用するというのでこのパワーポイント資料全体的に組み立てております。
2:28:56	その中で具体的な設計方針というの会うて規則外側でより細かく説明すると、以前、全体を保持しておりまして、通す三条については投函絶対圧縮装置を間接支持することと廃棄物車両立岩川というのは補足的な。
2:29:15	具体的な設計内容として追加された説明しようと情報として追加した追記したと、そういう構成になっております。
2:29:23	救助のものです。6 おりました大飯のほうが店舗立入記載の設計方針で、その下の
2:29:32	ところが具体的な設計内容を示して使い分けしているということなんですけど、そうすると、
2:29:40	それと先ほど 12 条で御説明のあった。
2:29:44	その主語ですね、例えば 8 ページ 9 ページは、
2:29:48	圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系はっていう主語になって今これこれと設計するということなんですけど。
2:29:58	それと、
2:30:00	5 ページとか 6 ページの
2:30:04	三条地盤 40 自身の圧縮減容装置場っていうのは一応整理された上で使い分けられてるっていう、そういう御説明でしょうか。
2:30:15	原料のSaaSまで政党おっしゃる通りでして、安全機能に関する預金に関しては答えは足首案装置を含む固体廃棄物処理系はという。承認しております。地盤ですとか、あと耐震にするところについては、
2:30:32	圧縮減容装置本体に関する要求というふうに整理いたしましてこのような仕事になっております。
2:30:47	規制庁の儘田です。考え方はわかりましたか。
2:30:55	そうですし、③-5 ページの青い枠の括弧書き方が適切なのか、
2:31:05	ちょっと改めて全体見た上で、
2:31:08	ちょっと確認したいと思いますが、何となく
2:31:13	縮減遅いそのものを
2:31:16	直接地盤に設置するようにも読めるので、ちょっと並びが

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:21	取れてないかなと思いますけど、他の条文と、おそらく添付 8-
2:31:27	記載については別途全体を確認する。
2:31:31	機会があると思いますので、そちらで確認したいと思います。以上です。
2:31:55	規制庁中で性等をちょっとこのパワーポイントをのところが今コメント回答が終わった後にまた説明があると思うんですけども。ただですねまあ前回ちょっと指摘をさせていただいて答え廃棄物作業建屋に設置するってなっていたので、
2:32:13	それを多分接地圧に対する十分な支持力を有する地盤についていう基準の裏返しを書いていただいていたところだと理解をしていますのでそこにじゃあ関係知事構造物のそのお答えできる作業立てをどこまで入れる必要があるのかということところはちょっとまた後程議論させていただければと思います。
2:32:32	はい、じゃあ 12 条関係は以上でよろしいですかね。
2:32:38	はい。
2:32:41	では次お願いします。全然のさせまで続いて 4 条になりますので原電本店お願いいたします。
2:32:50	県連本店神谷です。四町の御説明をさせていただきますと回答一覧表の 2 番の資料です。
2:32:59	出戸 60No.67 のコメントになりますが、こちらの 40 だけじゃなくてですねあの全般条文に対していただいたコメントになっております。発言装置設計方針について来局門最小限できる限り踏襲する形で記載して、
2:33:16	規格の設計縛りたい点を明記した上でその内容を審議するといったコメントを受けまして 45 がですね、資料を修正してございます。
2:33:28	まず nanoDot ある以上、
2:33:31	資料 4 帰宅ようになります。
2:33:36	1 ページになりますけれども、スズキも保った設計方針ということで、当期許可を受けた記載に記載を修正しているところでございます。
2:33:49	引き続き補足説明資料になりまして、一番の補足説明資料になりますから、右下指令 51 ページからになります。
2:34:05	2 ぽつ 4 の波及的影響の評価のところの 12 ページの圧縮減容装置の設置時における水位計更新になりますけども、
2:34:15	今回圧縮減容装置の設置による設計工事についてきて、この設計方針を受けられる形ですね、記載を修正させていただいたといったところでございます。
2:34:28	40 関係ですね 3 ことで比率を 1 ページ以降ですけれども、別途まとめ資料を読み込む形従来してたんですけれども、今般の添付書類 8 申請書側のですね、呼び込む形にすべて修正をさせていただいてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:48	説明は以上になります。
2:34:51	はい規制庁のカドヤです。今のところは 40 に対するコメントっていう形ではなくて全般を多分見直していただいている、例えばその比較表のやつでいきますと 12 ページのところとか、
2:35:09	ここも
2:35:13	あれですね左との比較で
2:35:17	北側していただいていたたり、流入ページかな。
2:35:23	うーん。
2:35:27	あと、
2:35:28	ちょっと何か他にもその見直した箇所があると思うんですけど、少しちょっとそこをここで挙げた 12 ページは 19 ページか近隣工場等の火災というところも近隣工場が抜けていたりとかっていうところあと年次的電氣的っていうところがあったりしたと思うんですけど。
2:35:45	見直された箇所と、ちょっと説明していただいてもいいですか。
2:35:52	原電の笹沼です。いいと。
2:35:57	16 条に関してなんですけれども、ちょっとこれもですね既許可の内容を踏襲した形で見直しをさせていただいております。人 7 番の資料でいきますと、
2:36:12	12 ページ。
2:36:14	になるんですけれども、
2:36:20	黄色くハッチングをさせていただいているところが前回お出ししている資料から見直してきたところにして、時評価の内容を踏襲する内容にしております。
2:36:36	ですね。
2:36:44	来許可もですね第 2 段落目安全施設はから始まることを反映しているんですけども自然現象に関しては、
2:36:55	当東海第 2 で考えています。自然現象を加えているというところがございますこれは許可の第一段落目で記載している自然現象をそのまま記載したというところがございます。
2:37:11	そういった組み合わせに関しましても既許可と同様の記載をさせていただいて、
2:37:17	発電所敷地で想定される自然現象またはその組み合わせに総合遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮するということを記載をしております。
2:37:35	同じ反映の仕方をしてはいますが、
2:37:40	先ほども
2:37:43	お話いただきました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:47	あと 19 ページ。
2:37:49	いいですねはい。
2:37:52	これもすいません以前ご指摘いただきまして近隣工場等が抜けているというところですか東電知的障害となつたところ電磁的障害というところで、規模に合わせた内容に見直しております。
2:38:10	はい、以上になります。60 に関しては以上になります。
2:38:17	これ、順番に条文ごとに説明をさせて、
2:38:26	規制庁の宮尾です。ちょっと確認なんですけど、多分わかりやすいのでせっかくなつくついていたいたパワーポイント資料の
2:38:35	7 ページを見ながら多分同じ記載があるので、
2:38:38	これ少し多分先行とか東翼見直さなきゃいけないんだけど。
2:38:44	言うは今回は圧縮減容装置を設置する固体廃棄物作業建屋っていうのを、
2:38:55	規制つき許可
2:38:57	新規制基準で認可された教育設計方針に、
2:39:01	変更が生じるもの何か変更が生じないものかっていうと、どちらなんですか。
2:39:14	原電の笹沼です。圧縮減容装置を追設しますのでその点ですでにいただいとるかから変更があるものというふうに考えております。範囲について変更があるものというふうに考えております。
2:39:28	建家については、変更は、
2:39:33	ございません。
2:39:35	要はね、
2:39:37	ちょっと最終的には答えは変わらない一緒かもしれないんだけど、事業者来局の整理がどうなっていたかというのをよく考えて欲しいなと思っていて、横ここで書いてある、例えばその 12 ページで言うと、
2:39:53	区医療は発生した場合の安全機能を損なわす。また発電所に想定する自然現象またはその組み合わせを照合した場合においても接するもたらず技術系と安全成相寺環境状況を考慮すると。
2:40:04	これ圧縮減容装置は、結局、
2:40:07	考慮するんですか。
2:40:10	っていう質問に対しては、
2:40:14	原電の笹沼です。ええと考慮はいたします。
2:40:21	7 ページ、こちらの要は設置局今説明の 7 ページ。
2:40:27	軸と、
2:40:29	上からスクリーニングしていて、
2:40:33	その他の施設っていう形になって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:37	外部事象防護対象施設等には該当しないけど、
2:40:42	基本的に圧縮減容装置はスペシャルで考慮しますと5と今回答されたということです。
2:40:51	原電の浅沼です。圧縮減容装置に限らずですね、安全施設については自然現象で安全機能を
2:41:03	損なわない設計とするという基準要求がございますので、試験装置限ったことじゃないんですけども、今回の追設します圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系、これにつきましてはPS3の機能を有するものというふうに考えております。
2:41:19	そうするとですねその他の施設に該当をしまして、環境条件ですとかそういうものを考慮したときに損傷した場合であっても大体等で安全機能を確保すると、そういう設計方針というふうに考えております。
2:41:36	秒ですが、今言われた内容っていうのは、その部分をとらえて三つ目の3発目かな。7ページで言っている3ポツ目のことをとらえて回答されてここの設計方針発展パッチの記載をされていると。
2:41:53	いう認識ですか。県での薩摩ですはいその通りでございます。
2:42:03	はい。
2:42:31	ほか、
2:42:33	19ページの
2:42:35	この
2:42:37	外部事象が外部事象のその中で人的望むのところは、
2:42:41	これを
2:42:43	今と同じような考え方で整理できるんだっけ。
2:42:52	原電の笹沼です。と人為事象につきましても同様の整理を考えております。
2:43:07	要はちょっと私も市の、要は、
2:43:11	許可の店舗バツで。
2:43:14	変更点こう記載されているんですよ追加でね。
2:43:21	要は、ここで言っている19ページだと。
2:43:26	飛来物。
2:43:28	航空機落下確率とかは、結局のところは、おそらく対象にならないので、
2:43:35	確率の中には、うちには入れないとか、多分そういうふうな対応になると思うんだけど。
2:43:43	それをこの文章だけで、そこまで読めるんだったっていうのがちょっとこれを書くことによって、
2:43:50	要は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:53	含めて検討する今まで積極事業変わらないんですかっていうのが少し気にはなるんだけどこれは変わらないっていう考え方なんですかね。
2:44:07	原電の佐瀬様です。と変わらないというふうに考えておりますし、結局は安全施設に関して、そのような設計をするということを記載しておりますので、縮減装置についても同様の考え方をするものというふうに考えております。
2:44:23	いや、安全せずにやるのは我々も重々商企承知承知してます。
2:44:27	ちょっと気にしてるのは、要はそのスクリーニングの段階で、対象から外すというか、ここで言っている7ページ一番最後に機能を維持することも補助ごとに放出物質の貯蔵機能を損なわない設計とするということで、
2:44:43	基本的にはその評価自体をもうやらないんだけど。
2:44:50	そこは、
2:44:51	標高もやらないかを含んでこの記載で問題ないという認識なのかっていうことなんですよ。
2:45:00	。
2:45:08	現在のスズキです。
2:45:10	7ページの下フローは上の青いハッチングのところで、まず考慮すると言っていますけれども考慮した考慮して考慮するときに、具体的にどういう展開で検討しているのかっていう検討としてそう書いたフローになっています。
2:45:28	考慮するかしないかという、基準要求が考慮しなさいなのでまずは考慮するとそこはしっかりと受けとめて考慮するんですけれども、そこから先の考慮の仕方であるとか、代替措置をとるとかそういったところの具体的な展開はこのフローにのっとってやるということです。
2:45:45	ですから設計方針としては考慮するっていう書き方で、特段今までの許可のものを変えるというようなものではないというふうに思っております。以上です。
2:45:56	宮でしょうわかりましたちょっと
2:46:00	少し、今後好転パッチの書き方っていうのは検討しなきゃいけないと認識は多分あってと思うんですが、当てると私の認識とも重なってると思うんですけど、これもちょっと、ちょっと気になったらすみません65の
2:46:13	90、
2:46:15	6ページ。
2:46:18	要は先ほど言ってたように圧縮減容装置。
2:46:25	要は国営答え薬物作業建屋の中にあるので、基本的に側で見なきゃいけないような気がするんだけど、要はその記載が全然なくてですね。
2:46:37	具体的にはのところで、壁等パテで埋めるとかちょっと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:42	急に作業建屋という言葉が入ってきてですね用抗体廃棄物を内包答えです。周辺曹長内包することはF廃棄物作業建屋を強化することによりなら、そこは明確に書いておかないと。
2:46:57	ここの具体的に内容が少しくわからない状態になっているので、そこは整理しといてもらいます。
2:47:23	少しもちよつと言わ 95 ページ 96 ページも見てもらって、
2:47:27	いうここで整理したときにその他の施設になるというのは私もその陸はいいです。
2:47:34	それなので、その他の施設について、要はその損なわれ設定で 96 ページの上の 4 行でその話をしていると具体的にはっていうところに入ってらんだけど、
2:47:48	ここをいきなり固体廃棄物作業建屋の損傷箇所はとかっていうワードになっていて、要はその
2:47:56	もうここまでの説明の中でそういう内包してのはわかっているんだけど、要は何を評価することによってそれが包絡されるかっていう説明がなくていきなり固体廃棄物作業建屋から始まっているので、そこはちょっと説明を加えてほうがいいんじゃないですかという意味です。
2:48:16	原電の浅沼です。トップ承知想定いたしません。合宿の装置と建家の関係性を補足するような形にしたいと思います。
2:48:27	もう、もう
2:48:30	TRACE私も医療です。
2:48:48	規制庁の方ですね等、
2:48:51	今のところは少しいきなり書かずに答え平均下げた程度の中にあるっていうことを触れた上で結局それが 99 ページの表のところ、そのNNWの中においてあるっていうことで、この風とか竜巻とか凍結が考えてると思うので、その流れがわかるようにちょっと
2:49:12	説明を加えていただければと思います。
2:49:17	原電の佐瀬様です。承知いたしました。
2:49:21	はいじゃあですかね
2:49:25	今 12 条のところ指摘があって全体既許可と整合図って見直ししてっていうところで、ちょっと一つ一つの確認はしないですけども、次の
2:49:37	ところに行きましょうか。
2:49:39	何番ですかね。
2:49:48	原電の笹沼です。例えば続いて 60 条に関する回答させていただきたいと思えます。また資料 2 の回答一覧表のですね。
2:49:58	73 番からになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:02	。
2:50:05	ちょっと御指摘いただいた内容ですけれども許可における設計方針にて、外部事象防護対象施設等以外の構築等については、大体等の措置をとることというふうに記載しているところと、あとPS3については大体等の措置をとることというふうに記載しております内容が重複して、繰り返し起債され、
2:50:25	でいたというところで適切な表現をということで指摘をいただいておりますので修正した箇所を
2:50:32	説明をいたします。6条の7ページです。
2:50:39	通し番号でいくと94ページになります。
2:50:43	時94ページの第2、第2段落目以降にですね譲渡防護対象施設に含まれない。構築物等に関する記載をさせていただいておりますが、最後ですねその安全機能を損なわないとして、
2:51:00	損なわない設計としておるというところから往査生物の貯蔵機能PS3を有する施設についてはこれに該当するというふうに続けて記載して
2:51:10	もう少し記載を見直したというところでございます。
2:51:16	そうですね。また、
2:51:18	通しで説明をさせていただきますと回答一覧表に戻りまして、
2:51:23	74番ですね。
2:51:26	これこれも日本語の監事日本語に関する御指摘なんですけど、縮減措置を含む固体廃棄物処理系が防護施設等に該当しないことについて抽出フローに沿った整理をしたことがわかるような記載をすることというふうにコメントをいただいております。
2:51:43	これをいただきまして、補足説明資料の通しページでいくと95ページ以降を見直しをしております。
2:51:53	圧縮装置の設置における設計方針等というところで防護設備に該当しないというところの説明をしていますが、これをですね、走時記載を充実化させております。PS3に有する設備であるというところで、
2:52:10	クラス1クラスに属する構築物等を及び安全評価上期待するクラス3でもなく、これらを内包する建屋にも該当しないと。従いましてこの抽出フローのほうに通りますね防護対象施設等に該当せずその他の施設に該当すると。
2:52:27	いうところの記載をXI充実化させていただいております。
2:52:33	この回答については以上になります。
2:52:37	それからですねまた回答一覧表ですが、75番ですね。
2:52:45	大体等の措置について具体的に示していることを、これは補修または安全機能の維持になりますけれども、これと例示的に示されていること、これは補修

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	の内容ですってこれの関連性をわかりやすく記載することというふうコメント いただいております。
2:53:00	補足説明資料を修正しております。90 通しの 96 ページになります。
2:53:08	96 ページの 2 段落目以降を見直しております。具体的にはとありますが損傷 を考慮する課税積雪竜巻構成及び火山に対しては補修により対応しますんで 欲しいの方法の例というふうにして例としては、
2:53:25	ことはっきり作業建屋の損傷箇所の壁とに対して障壁を設けると。
2:53:30	いうことで記載をしております。
2:53:37	はい。
2:53:39	続きまして 6 条、最後になるんですけども、コメントに戻りまして 77 番になり ます。
2:53:51	すいません 76 万ですね、失礼しました 76 万になります。
2:53:56	第 6-1 表外部事象による安全施設の影響についてということで一覧表をつ けさせていただいておりますが、これに播種国が措置噴霧固体廃棄物処理系 が安全機能を有しているとの整理を踏まえた上で圧縮減容装置の記載を表 3 期再検討することと、
2:54:14	いうふうに御指摘いただいております。これはですね、2 ページでいきますと通 し番号の 99 ページになります。
2:54:24	はい。
2:54:26	あとPS3 の機能を有する施設の安全施設以外部署による安全施設に影響を 整理した表になりますが、ちょっと前回の説明をさせていただいた時にです ね、あの表の
2:54:37	左から
2:54:40	1234 列目ですね答え廃棄物処理系というところがありますが、この一番最 後、固体廃棄物作業建屋の括弧ドラム缶等ありましてここに圧縮減容装置と いうふうに記載をしておりました。これは再度碎屑岩見直しまして、試験装置そ のものはですね、直接的な安全ええと。
2:55:00	放射性物の貯蔵機能を有してよさないというところの整理が前提ですのでこの 記載を削除いたしました。人部分については以上になります。
2:55:10	規制庁の加藤です。反映等 6073 から 76 ですけど、75 のところは通しの 96 ページのところ、さっき少し具体的に建家のところも含めて、位置付けを記載っ ていうところ対応していただければと思います。
2:55:26	はい六条関係規制庁側からありますか。
2:55:30	はい、じゃあ、次行きましょうか。
2:55:35	ちょっと 80。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:41	八丈YKT飛ばして次、
2:55:44	球場しかね。
2:55:47	原電の笹沼です。今日は窮状をですね、資料 2 個、資料 2 の回答一覧表のですねと 77 番。
2:55:56	になります。
2:55:59	いっすに対しても安全機能が維持されるとの設計において許可の方針を踏まえてどのような場合に安全機能が維持されるか丁寧に記載するとすることと、いうところとあと許可と同じようなそのように記載することということで隻いただいております。
2:56:16	補足説明資料を修正しております、
2:56:24	投資ファンが通しページでいきますと、193 ページになります。
2:56:36	ですね。
2:56:40	第一段落目のですねの下から 2 行目ですね、溢水により損傷した場合であっても代替手段があること等により安全機能を損なわない設計とすることと、来許可の内容に合わせてこの一斉により損傷した場合であっても、
2:56:56	いう言葉を追記しております。
2:56:58	それからのコメントを普及に関するコメントではなかったんですけども、六条側でいただいたコメントでいい防護対象施設に該当しないことをもう少し丁寧に書くことということで、ご指摘いただきまして救助に関してもクラス 1 に加え、A クラス、
2:57:18	安全評価上クラス 3 に該当しないと、それから使用済み燃料プールの冷却機能ですとか給水機能に該当しないので防護対象施設ではないというような来説明を自治充実したというところでございます。
2:57:35	程度一つ目のコミュニティとご指摘については以上です。窮状もう一つございまして、回答一覧表の 78 番ですね。
2:57:48	溢水影響評価に関することですが、既許可で固体廃棄物させ、作業建屋での溢水を考慮していないのであればそれを説明することでしかね合わせた評価内容とすることと、
2:57:59	いうことで御指摘いただいております。
2:58:02	これもちょっと補足のほうで説明をさせていただきます。通しページでいきますと、193 ページになります。
2:58:13	2 ポツ 1 ポツに溢水影響評価のところですけども、
2:58:18	まずはま許可では、溢水防護対象設備が設置されている原子炉建屋タービン建屋、それから使用済み燃料乾式貯蔵建屋について溢水防護区画を設定し

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	て想定破損等による溢水影響評価を行っておりますのでここは書き加えている部分ですけれどもこの内規はい固体廃棄物作業縦に
2:58:37	建屋には、溢水防護対象設備がなく、答え廃棄物作業建屋内での溢水も想定しておりません。これは固体廃棄物作業建屋内機器の流体の報道が少量であり、こと廃棄物作業建屋への流出は考慮不要であるため、
2:58:52	いうことで記載しております。
2:58:55	これを踏まえた仕組みや装置の設置時における設計方針等というところで、試験装置については作動を一定にレベルを保有しまして、溢水防護区画外であることはっきりさせ、作業建屋に設置いたします。
2:59:11	直ぐにの装置は耐震Cクラスであって油が漏えいした場合に備えて機器の種類には堰を設置いたします。
2:59:17	この他ですね答え廃棄物作業建屋については、すでに設置されているクレーン、ありますけれども、これに油が0.4立米解放されて、
2:59:27	おります。以上の状況を踏まえましてこれらの油が漏えいした場合の影響評価を行っております。
2:59:34	では仕組みの装置がからさドイ1.200が漏えいした場合においてもその周囲には設計漏えいの拡大が防止可能な堰を設ける設計としております。また毎日ですね縮減を装置の周囲の堰外にいろいろが拡大した場合に、
2:59:50	すでに設置されている訓練等からの応力加味しましても、先ほど建屋の開口部に設置されている別の席。これは15cm以上ございますけれども、これの中の滞留可能容積104.8立米に対しまして十分に余裕がございます。
3:00:06	ここでの滞留可能容積については作業建屋1階の堰内の範囲のうちドラム缶等が設置されていない仕分け切断作業エリアの一部の範囲であります廃棄物収納容器運搬エリアのみにとどまった総ドイを想定していると。
3:00:21	いうことで考えております。ちょっと参考資料で補足いたしますと、
3:00:30	えっとですね。
3:00:32	まず200東芝の203ページですね。
3:00:38	これは許可のまとめ資料ですが、火災による損傷の防止ところをつけております資料テーマNNW、すいません答え廃棄物作業建屋に内包する油の量を書いております。これらを5次のページにも書いておりますけれどもこれらを合計した
3:00:56	今日はですね、0.4立米ということになります。
3:01:01	続いて、救助の参考4からはですね、過怠廃棄物作業建屋の設置工事を実施した時の届け出書の内容になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:12	今の堰が設置されておりまして四つ席が申請してるんですけども 15cm以上の堰がついているという状況でございます。
3:01:24	続いて 207 ページご覧いただきますと、これも栄光に出ている図面になりますけれども、
3:01:33	これは堰の図面でしていいとおわかりにくいんですが四角く一番 2 番三番 4 番と四つの堰があります。仕訳切断作業をエリア方向囲むように堰が設置されていると。
3:01:50	状況でございますので赤字部分を今回の説明で書きたいしてるところで、なんですけれども滞留可能容積と、
3:01:59	いうところをですね赤いハッチングしているところ、ここに限定的にとどまった場合でも十分に
3:02:08	滞留可能だということで考えておりまして、ここからさらに外に漏れることはないということで考えております。
3:02:18	以上でハイリスク固体廃棄物先ほど建屋の外に漏れることはないということで、許可の溢水影響評価を見直す必要はないというふうに考えております。
3:02:28	以上 9 条の説明になります。
3:02:32	規制庁の課題ですねと 9 条のところを今の 193 ページのところの上のほうの、具体的には想定される溢水によること廃棄物作業建屋の壁等が損傷することはないということなんですけど、ちょっと何かこの記載の 2 が溢水でその固体廃棄物作業例えば壁等が損傷する。
3:02:50	いうことが何かそもそも何かその想定それ壊れないってことを言ってるわけなんですけど、何かちょっと、どういう状況のここはないということをご言ってるのかがちょっと何かいいとはちょっと伝わりにくくてここどう類で書いてますか。
3:03:10	原岩吾妻です。固体廃棄物作業建屋の中、もしくは外でSEが発生した場合でもにあっても、その溢水Eが発生したからといってですねその壁等がそれで壊れると。
3:03:25	というようなことはないというふうに考えておりますんで、このような記載をしております。青江等が壁テールが壊れなくても縮減数値が被水に溢水合うというか、被水することは何か。
3:03:41	あるような気がしてこなかった建屋で一応守りに行ってますっていう書き方をされているんですけど。
3:03:48	それは例えば足固体廃棄物作業建屋内で溢水が発生したら、別に壁等の損傷で関係なく、就業装置が損傷するのかなって思うんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:02	原電の笹沼です。確かにおっしゃる通りで溢水によって圧縮減容装置が損傷する可能性はあると思うんですけれども、アスクルの装置が直接的にこの安全機能を持ってないというところの整理を考えますと、
3:04:19	建家が高齢でこれなければ問題ないというふうに考えておりますけれども、問題ない。
3:04:29	ふうん。
3:04:33	ふうん。
3:04:37	もう
3:04:43	この中では先ほどの例えば 12 条のほうの整理で規制庁の岡部ですけど 12 条のほうの整理でいくと、結局その外部事象のその風とかそういったものに対しては、結局固体廃棄物作業建屋の中にあるから
3:04:59	その機能喪失することを考える必要性ないんですっていうことで説明があったと理解してるんですけど数は多分なんかそうそういうことではないんじゃないかなと思っていて、
3:05:09	建家の外でレーティング今発生した溢水というのは確かにそうなのかもしれないですけど、中でもじゃあ発生したらっていうこととかを考えると、そもそもそのあれですかこれは
3:05:22	そもそも守る必要がないものっていうことですよねその溢水からその圧縮減容装置自体は、
3:05:31	発言装置のこたえる処理系はって言うべきだろうか。
3:05:35	原電の赤妻です。
3:05:39	その通りでして、仕組みを相当値等を安全機器のその他関連をもう一度ちょっと前提にして記載を見直したいというふうに思います。YKTの中ですのでちょっと多分具体例の代替手段の具体例っていうところかなと思います。
3:05:59	のである整理では多分合っているんですけど、具体例は今ここに書いてくださっているのがその建屋の壁が参照することはないっていうことで、何かそれ以西によって損傷することを考慮しないでいいっていうような書き方になってるんですけど多分ちょっとそこは記憶の整理でもそうはなって、
3:06:17	ないんじゃないかなと思うのでちょっとそこは確認をしていただきたいなというところでは。
3:06:23	それから、
3:06:26	日程的に臨ん溢水影響評価のところ、結局作動油をのことを書いていただいているんですけど、一応今の赤丸占有者そもそも固体廃棄物作業建屋には溢水防護対象設備がなくて、だからいつ答えなQ作業建屋内のまず溢水評価っていうのはそもそも不要ですっていう話があって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:46	縮減装置を設置してもそのようなところは変わりませんとただけども、一応その作動油とかそういうのを内包してるんで、守るべき対象設備があるそのタービン建屋とか原子炉建屋とか、そっちのほうへの影響がないってことを
3:07:02	一応念のための確認をしましたっていうことなんですよ。で、多分その、その前段の記載がちょっとそのあたりは 193 ページのところ、まず最初にそれをちょっと記しておいて欲しくて答え背景月作業建屋内というのはそもそも溢水協会いらなくて、
3:07:19	いらないんだけど、その溢水評価が要るその以西防護対象設備のある建屋への影響を確認しましたっていう、そういう流れで書いていただけるとこの白い書いてある内容が何してるのかっていうのが多分明確になるのでもっとそこは記載を検討していただければと思います。
3:07:37	ほげなさせます承知いたしました。
3:07:41	はい。9 条溢水は報告するのがありますでしょうか。よろしいですか。では次行きますでしょうか。
3:07:49	原電のサイズまで続きまして三条になります原燃の本店よろしくお願ひします。
3:08:00	開発計画書土木グループの伊藤ですけど、コメントリスト資料の 2-1 の一番最後でしたね、コメントの番号 86 番、産業に対するコメントでございます。
3:08:14	もともとの設計方針としまして、圧縮減容装置ですね、耐震 C クラスの地震に対して信用力有するとして設計されました。
3:08:24	廃棄物作業だけではないに設置するという設計方針を記載していたんですけども、そちらに対してですねまずは土とかアートを同じようにですね、
3:08:39	C 性能を有する地盤に設置するというような部分文脈のですね接客の審議になるように今記載を適正化することというところでコメントいただきました踏まえましてですね。ええと、補足説明資料を
3:08:56	なんですけれども、
3:09:00	市外のルートから 29 ページ。
3:09:04	は修正してございます。
3:09:10	ただし、
3:09:11	通し番号 29 ページのですね、一番下のですね圧縮減容装置の設置位置における設計方針を
3:09:18	いうところでございますけども、こちらはまずですね、設計方針の部分につきましては、接地圧に対する十分なシールを有する地盤に設置するというので、評価の方針とされました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:33	手法につきましてはですね、許可のホープもですね耐震重要施設の人／設計基準対象施設というところが主眼になっておりましたので、
3:09:44	これに対応すると、今回の言葉ということで、市減容装置はということで現状取りまとめております。
3:09:53	先ほどのパワーポイントでもありましたように今正確に書くとなれば、信用する中間接し間接支持する答え技術採用建屋というような書き方もできますけども現状ですねkVの大間成分も考えましては出現予想位置ということでまとめているという状況でございます。説明は以上です。
3:10:15	原電の鈴木です。先ほどアマノさんからお話がありましたけれどもこの主語が圧縮減容装置といったときに本当に今最後締めくくりであるなんてすかね、十分な支持力を有する地盤に設置するという
3:10:34	これに合うのかというようなお話がありました。もともとあのSAの許可取ったときの手法は、設計基準対象施設設備ではなくて施設なので、地盤に設置するとかですねそういう表現は確かに適切だったと思うんですけども。
3:10:51	ちょっとこれをここですねいわゆる設備になったときに本当に適切なのかというような問いかけだったと思ってまして、ちょっとそちらについては我々のほうでも再度確認をしたいと思います。以上です。
3:11:09	IAEA規制庁カドヤです。三条関係はありますか、今スズキアマノから補足をいただいたので、またそこを少し確認させていただければと思います。
3:11:20	はい。
3:11:21	いいでしょうか。
3:11:31	例えば監視の新保でございます。続きまして 12k という御説明のほうでいただきます。コミュニティのほうにつきましては 70 番 71 番のポイントになりますが、まず 70 万円でございますけれども、別途コメントもいただきましたので、
3:11:47	管壁ほかの設計方針として第 10 条第 1 項に記載している。さらににより、誤操作防止設計とするという記載について先ほどすることで、とすることということでコメントをいただきました。本件につきましては、資料⑦のほうのページで 38 ページ目の
3:12:06	これをお開きください。
3:12:09	こちらは 38 ページ目のところにですね、評価によって方針として第 1 項についてというふうなところの記載がございます。また保守点検において誤りが生じくりを有した設計とするということで、この後ですね、連系本邦OAいただいた際にはですね。
3:12:27	3 色分けや銘板取りつけなど識別ために行うとともに、管理による誤操作防止設計とするというのエポをスズキしておりましたけれども、こちらの期待につい

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ては削除させていただきましたので、湖西につきましては、①の資料のほうで説明資料の①のほうですけれども、
3:12:47	ページでいきますと 111 ページ目から妊婦 12 ページ目にかけてこちらに厚く装置漏えい位置を決定を大項目、御説明のほうも記載してございますけれども、こちら 212 ページ目側のほう黄色ハッチングしているところの運営とするという。
3:13:07	今のところが今回の事態の確認増停止多層の該当箇所ということになります。
3:13:16	何点な地盤については以上です。続いて 71 番でございますけれども、こちらコメントのほうは審査会の資料では少し減容装置の操作盤のイメージ図が示されているようなことを徹底しように当該のIPのために水位低下ということとということでコメントをいただいております。
3:13:32	こちらの資料も離型ども 3 部門のノポンプするけれども、こちらの 10 ページのほうに純増のやっぱり説明のほう経営も含めてございますが、このうち 15 位置図、攻めよう交通の操作盤のイメージですね。
3:13:49	前回こちらのこの図関係がですね、①の資料のほうも決まっていなかったと説明資料のほうまでいかなかったということでコメントいただいた次第でございます、本件に受けまして、113 ページにですね。
3:14:04	矢羽のほうを家当ていただきました。また、今回パートナーの方も記載内容を説明資料で期待して内容といったところについて改めて確認の方に対しまして冷水内容が反映されてることを確認して、
3:14:24	まず手順については御説明は以上でございます。
3:14:29	規制庁のカドヤです。すみませんちょっとコメント回答一覧の総 70 分のところのちょっとここが私はちょっと趣旨が理解できていなくてちょっともう 1 回説明していただきます。このそ削除してください。
3:14:46	それを削除することで検討することって言う指定キーマンテーマその回答として削除しましたってことなんだと思うんですけど、ちょっともう一度説明をお願いします。
3:15:01	70 番です。70 番No.70 です。
3:15:07	ありがとう。
3:15:12	はい。
3:15:13	規制庁の中で済ませ具体的と何が書いてあって何を削除したんですって。
3:15:20	よろしいですか。
3:15:22	次の見解ねという、この辺を受けた場合にはですね、こちらのところ、資料の⑦のところの資料をもう 1 項目についてのところへこちらのところをちょっといただいて経営改革いただきますと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:15:42	こちら記載のほうだけというふうなことで今回 5 月した資料も今日はお示してもらいますけれども、これら設計活動以降のところに、前はさらに色分けや銘板取り付けと正式に行うとともに、異常管理により、
3:15:59	お父さん防止設計とするといった記載のほうが、
3:16:03	経営に関してました。
3:16:05	こちらのほうの差異については、1 項のほう、設計方針として振り返ったときに、こちらにタイトルの徹底がないというふうに考えまして、尊重したというふうなところでございます。
3:16:17	原電の鈴木です。少し補足をいたします。分厚いですね一番の資料の 211 ページをお願いします。
3:16:28	こちらのほうの 211 ページの 2 ポツ 1 既許可における設計方針等々ありますけれども、ここの 123 段落目からですね、さらにということで、その他の安全施設の操作などについてもプラントの安全上重要機能を損なうおそれがある機器
3:16:48	弁やプラント云々とあるんですけれども、今回はこのプラントの安全上重要な機能を損なうおそれのある機器とか弁とかこういったものが必要なものに該当するんですかと、そうでないものであるならば、そこから先で名称だ何とか銘板だとかって話はまた別の話で、
3:17:05	書く必要ないものじゃないのかと、その辺ちょっと化の検討してくださいっていう指摘でした検討した結果として、ここは確かに書くべきではないという判断をしたということです。以上です。
3:17:15	規制庁から説明不足がようやくわかりました。ちょっとCAQ確認事項の回答一覧表の確認ところがちょっともう少しちょっと知らなかった感じにはこれ冒頭記載を削除することで検討することってなってるんで、非常にちょっと私も何の理由で指摘をしたのがちょっと今覚えてなくて今
3:17:34	説明としては理解をしました。
3:17:37	はい、現在のスズキですすいません確認事項のところもちょっと丁寧に書いて回答のほうももう少し丁寧に書きたいと思います。以上です。
3:17:45	はい、ありがとうございます。
3:17:46	はい、えっと十条の関係もあの図も、パートナーズをまとめ補足説明資料のほうにも入れていただいとということで、慶弔側から十条関係確認ありますでしょうか。
3:18:03	はい。
3:18:07	はい、じゃあ次行きましょうか。
3:18:13	次、29 は終わっておりますので、別途五条本店の方をお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:20	近隣の扱いするものと申します。特需公表の方法を説明させていただきますとまず五条のほうがコメントリストのほうも、
3:18:31	12番目になりまして、前回いただいた決めるトレイシステムをアシックスのクラス3に該当するところの対応のところなんですけど、こちらのほうが、もともと圧縮装置はというふうに直接書いたんですけど、きちっと
3:18:48	聞く人可燃示した設計方針のどこに該当するのか、きちっと明確にした上であとその部分の選択という考えの流れがわかるように示すことということをお願いしておりましたので、
3:19:05	この部分はあるしないような施策、資料のほうに補足説明資料の76ページ目になりまして、
3:19:15	こちらのほうで運転を聞いた部分のうち、
3:19:20	方してるんですけども、何か地区装置。
3:19:24	それが答えて処理しては、クラス3の設備に分類される安全評価でも機能せ期待する設備ではなく、その他の設備に該当するため、
3:19:38	形でまずいった形でもともと、
3:19:43	やっぱり意味の一番下の段落にして示してますところに該当するのかっていうのを明確にした上で、あとはその後ろの文章に具体的な、具体的にはということで、そういった形で記載内容を展開しております。
3:20:01	あとは考える流れがわかりやすいようにしてたアドバイスもいただきましたので、いずれクローズを追加してコンタ流れ出を考えてますっていうことがわかるように、1、
3:20:18	期待しております低圧の一つが共通的なコメントいただきましたやつであれば安全機能に関わるようなものにつきましては前の説明という部分に圧縮装置を含む答え廃棄物処理系はといった形で74ページ目から、
3:20:35	7716 詰めて提示を修正してございます。五町の変更点の説明は以上になります。
3:20:44	はい。規制庁の川です。ものを一遍に75ページのところで、これ許可のフローを書いていただいて、津浪防護対象設備代のものどう整理したかっていうのを新たに今回76ページのところでフロー使いたいただいたということで
3:21:03	どういう過程で技術のどこをこうすべくなかっていうところはこれでわかりやすく、またかなというふうに思います。無料の関係で確認追加ありますか。
3:21:17	はい、じゃあ、続いてお願いします。はいと現在のスズキです。続きまして7条について御説明をいたします。それとコメントリストにつきましては、66番になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:33	ご指摘ですけれども、二つポチがありますけれども、一つ目はですね、従来をですね、七条関係につきましては新規の防止措置は不要であるといったようなところで圧縮装置を入れてもですね新規の防止措置は不要だよってというトーンでまとめ資料書いていたんですけれども、
3:21:52	むしろ大きく下のその区域とったそういったものに影響を与えるものではないといったような趣旨で書くべきではないかというのが一つ目で二目のポチとしては、今回圧縮装置を入れますけれどもその操作がですねスタンドアローンだと、その辺がですね、わかるように明確にというような御指摘でございました。
3:22:10	まとめ資料ですね分厚い1ポツの資料の110ページをご覧ください。
3:22:18	110ページのほうなんですけれども圧縮減容装置設置後の方の方針等ですね設計方針等について見直しを行っております。
3:22:27	まず最初の段落ですけれども、圧縮装置は、当期許可における設計方針の通り設計してということで、2ポツ1の(1)の人の不法な侵入の防止措置の話と、2ポツ11の(2)爆発性または、
3:22:44	家規制を有する物件等の持ち込みの防止措置、こちらのほうで述べたですね、こちらで述べたごめんなさい、こちらの措置が講じられた区域区画内でやるんだよといったようなことを明確にします。
3:23:01	従ってその新規の防止措置は不要で来許可における設計方針等に悪影響を与えるものではないといったようなことをこちらのほうに記載をさせていただきました。
3:23:10	2段落目のところがですね先ほどのスタンドアローンの話を書いておまして、またといったようなところで、土地のところからいきますけれども4段落目ですね、評価における2ポツ1(1)のアのところ2ポツの(3)のところ、こちらに関連してるんですけども、こちらのほうに悪影響を与えるものではないと。
3:23:29	いったところでスタンドアローンですから、既許可のほうには計器が足りないといったような記載にさせていただきました。
3:23:36	7条については以上です。
3:23:39	規制庁のカドヤですね、七条の下限前回指摘をさせていただいた通りっていうの対応いただいたなというふうに思っていますまた今のところはもともとちょっとこの制約説の細胞というものを絡みが記載がなかったなので、それも追加いただいて、適用関係明確になったと思います。
3:23:58	はい七条関係規制庁側からありますでしょうか。
3:24:04	はい、じゃあ、よろしい系でば
3:24:07	次が11条ですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:24:14	原電のほうでございます。11条のコメントのほうにつきましては85番が該当します。
3:24:21	広げた御指摘につきましては、安全避難通路について安全圧縮減容装置を設置しても既往に示す安全避難通路に影響ということの説明することということで、資料のほうに反映しておりますそちらまでちょっと通しでいうと220ページ。
3:24:39	ございまして、
3:24:40	まず1の三番になるんですけども、避難通路及び標識並びに非常灯及び誘導灯は、圧縮減容装置の設置により会長変更することなく、上記2種識別できる設計とすると、間取りを変えるわけではないので、配置を変更しないということを確認にわかるように記載を追加してございます。
3:25:01	説明は以上になります。
3:25:07	はい、ありがとうございます。
3:25:10	ほい運営
3:25:13	はい、落とし込まれは特にコメントはありませんけど、規制庁が行うあります。
3:25:29	よろしいですね。
3:25:33	はい。
3:25:35	8条ですね。
3:25:38	原電立ててございます。
3:25:40	八丈り安全かいただいたコメントについて回答させていただきます回答するコメントNo.ですね80から
3:25:48	84が該当するものになってございます。
3:25:52	ナンバー80につきまして全般のコメントとちょっとダブってございまして、まとめ資料で6店舗長引用することと、こちらについては修正しておりますので、詳細は割愛させていただきます。
3:26:05	続いてなかったナンバー81番、
3:26:07	いただいたコメントとしましては規模の段階で圧縮減容装置以外に油内包設備があるとの関係を期待するものではないことがわかるように記載することということで、こちらは資料に反映しております。
3:26:20	ルート①の資料の
3:26:22	通し番号で159ページ。
3:26:29	先ほどの溢水のほうでもまとめ資料をお示しさせていただきたい。いただいたんですけども、すでに固体廃棄物処理建屋につきましてはフォークリフト等ございまして、そちらは建屋の関係で換気するということを御説明しておりますので、そちらを示させていただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:26:49	文書のほうにも反映をしております、
3:26:54	すみません。
3:26:56	どうして、
3:26:59	塗装もですね 125 ページ。
3:27:03	こちら 125 ページに記載している内容器区間の
3:27:08	円滑物質の換気の部分になっておりまして、③のaポツの
3:27:15	83534 と書かれた上のパラグラフで行おう答えるつつ処理建屋の作業建屋の油内包設備については、例えば関係による機械換気を行う設計としているということを記載を追加させていただきました。
3:27:33	続きまして、80 コメントNo.82 番ですね。
3:27:39	こちらについては 83 番とも関連するんですけども、影響によって置いて、発生防止、感知消火をお受けするくせ状況として、容器としてどのように対応するのか整理することということをご指摘いただいております。
3:27:55	先日の御説明の中ではですね、火災により影響を受けないというアプローチで火災防護対象ではないという御説明をしたんですけども、ちょっと改めて駅局がどういう内容を説明したのかというのを整理し直しました。
3:28:13	そちらのほう回答欄に記載させていただいております、
3:28:17	資料に反映してる資料のほうで説明させていただきます。
3:28:21	2 ページ 119 ページになりまして、
3:28:29	すみません。
3:28:30	通し番号で 119 ページ八丈というページで言うところの 6 ページになります。
3:28:38	こちらの火災防護対象機器とケーブル、こちらについて影響が日本の設計方針につきましては来許可で場で火災防護隊審査基準に基づき、火災防護対策を講じる対処については、重要度分類のクラス 1 及び安全評価上早期の
3:28:55	期待するクラス 3 に属する機器等としてございます。
3:28:59	その上でその中からですね、工程室系ですとか、やはり機微御所物質の貯蔵等の機器等を抽出し、火災の発生防止、感知消火域をそれぞれ考慮した火災防護対策を講じる設計としてございます。
3:29:17	その他の設計基準対象施設につきましては障防法等々、
3:29:22	に基づき経営設備の報じた火災防護対策を講じる設計としてございます。
3:29:27	なおですね長期でクラス 1 棟エアの評価で期待するクラス 3、
3:29:34	から抽出する、こう停止系とか、放射線物質の貯蔵等、追設については、
3:29:42	120 とか 121 ページで示す A 系統の中から抽出するということを説明すると記載して設計方針としてございます。
3:29:52	今回といいます当行ページの 121 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:29:56	明日減容装置の設置位置における設計方針等について許可の踏まえた整理を行っております。
3:30:03	安全圧縮減容装置を含む答え廃棄物処理系は、APS投与する設備である。このためですね、クラス1に安全評価上の機能を有するクラス3に属する機器等には該当せず、
3:30:15	火災防護審査基準に基づく火災防護シート対策は不要で、
3:30:19	これをと整理しております。
3:30:22	ですのでその他の設計基準対象施設に該当することから、消防法建築基準法、A棟に基づいて、
3:30:32	議を説明報じた火災防護対策工事設計とするという方針としてございます。
3:30:38	またはで記載しているんですけども、正しい発電用原子炉施設現場に置かれてる火災防護対策を講じる設計としておりまして、具体的な内容は次ページ以降に記載するということで、
3:30:53	えっとですね。
3:30:54	前回、
3:30:58	こちらがですね、124 ページ目以降に記載をしております。
3:31:07	こちらについてはですね、
3:31:11	既許可の基本方針のほうを記載しておりまして、そちらどき許可
3:31:17	の方針等を圧縮減容装置の設計方針を落としたものになっております。
3:31:23	ちょっと
3:31:25	それがあるので、ちょっとかいつまんで御説明しますけども特徴的なものは3点ございまして、まず124 ページ。
3:31:35	ていうところの水層内包する設備、こちらについては、
3:31:40	それと、ちょっと前後して申しわけございません。
3:31:48	129 ページで記載しておりますが、救済の措置は、水素を内包する設備がないため対象外であると対象になるか対象でないかというのをちょっと明確に記載をしております。
3:32:00	その中でですね125 ページで言うと、
3:32:05	すみません、変質していますと124 ページの先ほどの①の漏えい防止拡大防止のボツバブラーに対する漏えい防止についてですけれども、
3:32:15	来許可の中ではですね、漏えい防止拡大防止を講じる火災区域については、火災防護対象設備
3:32:22	設備を設置する火災区域としてございます。
3:32:25	そちら参考の34 で示してございまして、
3:32:32	参考の34 というのが先ほど御説明したほうがよいのですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:32:39	ちょっと参考。
3:32:41	157 ページでございましてちょっとになっているおりますが 3 人の誤りです。すみません。
3:32:48	157 ページになっておりまして、漏えいの拡大防止対策を講じる対象について、赤枠で囲んだ範囲を示しております。まだ議論容積トンボ設置場所にあるポンプ等の油内包設備のうち、
3:33:05	あれですね。
3:33:07	すみませんこのした家屋の下ですね、失礼しました。それに設置する堰等をしてドレンサンプに 3 回収支どうして油の方で予防する対策を講じると漏えい拡大防止については安全機能を有する設備等の設置する火災区域である。
3:33:24	油内包設備が一緒であることをですね。
3:33:27	記載しておりますんで答えは 159 頁 160 ページになるんですけども。
3:33:33	これ廃棄物処理Aとびあの中にはですね、油内包設備ございますけれども、こちらについては、防護対象設備がございませんので、漏えい防止対策は講じてないということを記載しております。
3:33:50	もう 1 点がですね、先ほど
3:33:54	発電用原子炉施設全般のものは 6 性に基づく対策を講じるという御説明をしたんですけども、そちらについては例えば 135 ページ。
3:34:06	そうですね。
3:34:10	ちょっと、
3:34:14	よろしくお願ひします。失礼します 132 ページです。すみません。
3:34:18	申し訳ないです。
3:34:20	こちらの自然現象による火災直す防止を定めている基本方針を記載しておりますが、
3:34:27	落雷 2 につきましては、
3:34:30	河川落雷いる河成発生防止については既許可では、発電用原子炉施設内の建築物系統及び機器を仕事しておりますので、こちらについては、同様に職制を基づいて厚手の原子炉施設全般に求められてるものと、
3:34:47	いう解釈をしております、そちらについては 6000 に基づく対策を行うという整理を行っております。
3:34:53	同じ上部の両括弧の 2 の地震による火災の損傷発生防止策でこちらについては火災発生火災防護対策が必要となる安全機能を有する構築物は、ましょ 5 になりますので、こちらについては消防法に基づいた対応、
3:35:09	しているという整理を行ってございます。
3:35:15	80

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:35:17	三番、
3:35:18	すいません 82 ページはコメントの 82 の御回答は以上となります。
3:35:25	続いて 83 ページでございますけども、こちら先ほどの 82 等関連するんですが、区域の意味については炉規法が要求する広域なのか、炉規法の容器ではないか、区域として設定し、K建築基準法による防護を行う区域なのかを整理することと、
3:35:44	ということをご指摘いただいております。
3:35:46	ちょっと先ほどの内容と重複しますけれども、まず通りの火災区域につきましては、火災防護対象機器の有無によらず、放射性物質の貯蔵等を、の機能を有する機器等が設置されてる計器を火災区域に設定してございます。
3:36:02	そのあとですね、火災防護対策を講じる対象にない。
3:36:06	設備については、障防法 2 等に基づく火災防護策を実施設計をしてございます。
3:36:13	正しい先ほどの避雷設備ですとかで御説明した通り、原子炉施設全般に予期される内容については、⑨に基づいた火災防護対策を講じる設計としてございます。内容については先ほど御説明した内容となります。
3:36:30	続きまして 80 コメントナンバーが 84 番ですね。
3:36:35	波速援用そっちは引火性物質による油を内包する設備があったため、
3:36:40	今の各
3:36:43	漏えい拡大防止対策を記載しているんですけども、この規制を踏まえた申請上の設計をどのように記載する。
3:36:51	どのように考えるのかということをご指摘いただいております。こちらの御指摘については、基本方針は変わらないという説明を前回させていただいております。そちらがちょっとわかりづらいという、
3:37:06	ことで理解しましたので、8 条の 11 から 25 年っていう等に 120 ページ、こちらに反映を行っております。
3:37:24	すみません。
3:37:27	ちょっと、
3:37:30	失礼しましたすいません。
3:37:33	そちら側の先ほど御説明した 124 ページ目以降ですね。
3:37:38	こちらは先ほど、
3:37:40	ちょっと読み方としては先ほどご説明した通りなんですけども、来局基本方針を今回の圧縮減容装置の基本方針を並べたものになっておりまして、ちょっとどれが対象会か。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:37:56	ええ、どれが当たって適用してももとの既許可通りなのかというのがちょっとわかるように記載をしております。
3:38:04	記載をしております。
3:38:07	ちょっと火災全般のご説明は以上となります。
3:38:13	はい。規制庁中です。はい。それで、前回ちょっとやりとりの中でその動き方が要求する前より厳しいということですね、そのまま言い方なのか、それとも検知器福岡際
3:38:28	今やつで守るのかってちょっと、2 択的な感じのやりとりになっていたんですけど、結局ご希望の方でいっても最終的には火災防護計画は、いずれにしても立てる必要性があって、
3:38:44	その範囲内でやってることにはなるので少しすみません多分コメントNo.83のところとかで、その炉規法の要求ではない区画とかっていうような書き方で私がそれに近いようなことを申し上げたんですけど、結局はそれもいずれにしろご希望上でその火災防護計画ってということではある意味で、全体に網がかかっている話。
3:39:04	今なりますので、少しここですね趣旨がそういう趣旨ではないですよっていうことをちょっとご理解いただければというふうに思います。
3:39:13	下ネタです承知しました。
3:39:24	宮尾です。
3:39:26	ちょっと8条は、
3:39:29	負けてちょっと今の記載だとちょっと虫食いのようになって例えば今の115ページからの内容っていうのは、
3:39:40	こう比べていただく時局のやつがおそらくけど。
3:39:46	139ページからついてますよね。
3:39:50	火災発生例えば火災発生防止でいろいろ書いてあって、その中で、おそらくけど、今回
3:40:00	圧縮減容に絡むようだとと思われるところだけを公募虫食いの出されてるんだけど。
3:40:07	これだと多分ちょっとよくわからないんですよ。
3:40:10	既許可の影響があるないかって聞こうにおける設計方針だから、
3:40:14	ここの記載はもう少し考えたほうがいいかなと思っていて、
3:40:20	まず前提としてはこの結局あのやつを全部書くんでしょうってことなんだよね。
3:40:26	酷なら。
3:40:27	適用駄目積極的これ健康ないんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:40:31	あそこだったら、なんでこの黄色のところできてるのかっていうのがよくわからないんですよということはわかります。
3:40:37	原電、多田でございます。署長ある理解したんですけども、基本的には項目としてはすべてを上げているというたてつけには言ってることが多分ってうまく通じてないんだと思うんだけど、
3:40:51	他の条文であればその中で圧縮減容装置の設計方針っていうのがそのあとで書かれるわけですよ。
3:40:57	既許可の方針が書かれた上で、圧縮減容装置の設計方針だからその今の女川の東海第2の説明のスタイルとかまとめ方ってそうなるんですよ先に休暇の設計方針を変えた上で、
3:41:13	圧縮減容装置の設計方針を書くっていうことになってるんだけど。
3:41:17	今それが何かちょっと前半と後半で、
3:41:21	もう削る必要があるのかそれともそもそもそこをどう求めるかっていうのがちょっとわからない状況でなっているように見えるので、この黄色いところから先にもっと
3:41:33	何を説明したのかよくわからない。
3:41:35	なんでこうなったのかよくわからない状況になっているので、少しそこは考えないきゃいけないかっていうやいきなり119ページのところで、
3:41:44	来てるんだけど例えば許可では火災防護審査基準に基づいて書かれてるんだけど。
3:41:51	これは火災防護審査基準に基づいてますからですよ、必ず火災防護どう審査基準にここの記載ってありますかって、
3:42:01	火災防護機器審査基準で書かれてるのは、例えばだけど、まずというとなんだけども。
3:42:11	考え方として、イワキ基本方針としての基本方針の中で、
3:42:18	ぐ安定停止等を閉じ込め機能を設備を対象とするということしか書かれてなくて、ここを火災審査基準に基づきクラス1クラス2及び安全評価上クラス3っていう記載は確かなかったはずなんですけど。
3:42:35	それはそうじゃないですか、限度でございます失礼しました。その通りでございます、ちょっと寄与が記載したつもりだったんですけど基づきっていうのは正しくないの削除いたします。そう。ちょっとすみません、ちょっとこれは書き過ぎです。
3:43:09	記載してございませんので、場所っていうのは多分30ページのところの記載だと30ページの下からの記載なんですけど、これ審査基準に基づきって書いてないと思うんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:43:21	だからそういうところちょっとよく見てもらわなきゃいけないかなと思っていて、火災で一番重要な 30 ページのところの記載になってくると思うんですよ 30 ページから 31 ページは 5 下のページで 143 ページから 145 ページのところ、
3:43:38	このところがまず多分説明をした上で、中身に入っていくかないと
3:43:46	駄目なのかなと思っていて、もともとですね、火災をこの 80-30 ページは 1001043 ページに書かれていることがまず基本的に既許可で決められたことで、ここで書かれている答え廃棄物作業建屋、
3:44:04	(1)の火災区域及び格好の設定のところ、
3:44:08	こたえるべく作業建屋っていうのが上から 3 列 3 行目に急務から 3 行目にありますよね。
3:44:15	ここを火災区域を設定しますよというところで、ここは変わりませんよとこう説明貧しい明確しなきゃいけないわけですよ。
3:44:24	で、その上で、
3:44:26	人の説明をそのままとしても、そして、131 ページを 144 ページのところに行って安全機能を有する構築物系統及び機器の抽出過程があるわけですよ。
3:44:40	その掲出抽出過程の結果としては圧縮減容装置っていうのは一番下のその他の設計基準対象施設に該当するわけですよ。それを圧縮減容装置の設計方針のところの説明にこの辺を明確に書いていかないと。
3:44:59	いよいよその部分は何かこう、
3:45:03	うまく整理されているような気がして例えばその 8 条の 8 に書かれてるんだけど。
3:45:09	要は、
3:45:10	いきなり消防法なり何なりっていう話になっているところがあって、
3:45:16	要は少し整理が必要なんじゃないかなと思うんですけどいかがですか。
3:45:22	検討でございます。今ちょっと御指摘内容につきましては、118 ページから 121 ページでちょっと一連で整理をした記載していると認識を持っておりまして、
3:45:36	118 ページで述べているのが、火災区域の設定ということで、機構では来があれば、区域として設定してその中には答え。
3:45:47	廃棄物車両とティアックはもう越さ区域と設定していると。
3:45:51	圧縮減容装置の設置の設計方針としましては、
3:45:55	答え器物先ほど丁寧に設置することから新たな火災区域等の設定は不要であるというところは適合
3:46:01	方針を踏まえたものであるという入口のところも整理しておりましてその上で、火災防護対象設備を整理をしておりますで聞かわで先ほど言った申し上げたクラス 1 と安全機能を有する

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:46:16	安全評価上期待するクラス 3 を河成防護対象にしておりまして、それ以外はその他という対応をとっておりまして 121 ページのほうで今回設置する厚く所長その他に該当しますということの流れで記載して、これはあれですか人項目ずつこう対象で変えていくっていう、
3:46:37	形になってるっていうことがこれそう言うと、確か言われてみるどう少しごっちゃになってるんだけど、既許可の設計方針が書かれてそのあとは資源を装置の設計方針が書かれて、
3:46:50	2.28 条第 2 項について壊れてるんだけどさんをこれを 8 条の第 2 項の話なんだっけ。
3:46:59	そういうこと。
3:47:03	すみませんさんはですね、にこだまと無関係の抹消備える基本方針として項目新しく建てておりまして、ちょっと具体は基本方針で述べているところがございますので、衛的に記載させていただいたと整理の問題が、これをちょっとって思っておりますちょっと先ほど言ったように、
3:47:23	整理するんであろう。
3:47:27	火災の発生防止帰国後に行ける発生防止のところ、
3:47:31	そこん例えばですよ。115 ページのところの発生防止のところ、
3:47:37	なんでこんな形がここはこんだけしか書かれてなくて、117 ページに行ったときに、おなじことしか書かれてないのかちょっと私理解できなくて、
3:47:48	書くならKiK-net全部書いた上で、その中に必要な次はあしぎん装置による設計方針等という中で、三紀出されてるんならわかるんだけど。
3:47:58	どっちな事項と書かれているので、そうすると、
3:48:03	そのスタイルでずっと行くのかなと思ったら後ろの方はそうではない感じにも見えるし、
3:48:09	現在の通りでございます。まず、
3:48:12	まずですね。
3:48:19	すみません。
3:48:20	まず立て付けをちょっと御説明するのがあれだったんですけども、結局設計方針、116、117 で記載させていただいてるあそこ減容装置の設置における設計方針。
3:48:33	こちらについては、既許可で述べている内容をまず網羅的にすべて挙げた堰欲しいんですね、そこから必要な該当箇所だけ抜き出した形となっております。04 条の一番下の / 117 ページの一番そのパラグラフ、
3:48:48	具体的な

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:48:50	審査基準に対する削減措置の火災防護に対する基本方針については県をそ ちちに挟んで示す通り許可の設計方針を踏まえたものであるということで、
3:49:01	そちらは農産物の致傷基本方針として記載しております。それから先ほど僕ら 意匠設備なりをしますかっていうのと、
3:49:13	えーとですね、設計方針として考慮する項目なんですかというのを、3 ポツで、 以降整理しております、残ったものといいますか。圧縮減容装置設置時も考 慮しなきゃいけない事項というのをピックアップしてその設計方針。
3:49:28	記載してるというプロセスで取りまとめておりますが、ミヤモトで途中で挟んで 申し訳ないの利用れてることは理解したんだけど。
3:49:37	それであればヒーターで 139 条の 9 ページで 100 発生防止で書かれて潤滑 油等の発火性引火性内包する設備はっていうのがもともとありますよね。
3:49:48	いや、それが例えば書かれた上で、圧縮減容装置の設置う設計方針につい ては、要はそこは対象外なら対象外っていうふうに書いて比較していかないと。
3:49:59	いわば、どういう経緯でこの 115 ページから 116 ページが成り立ってるのかわ からない状態で、
3:50:06	11067 およんだとしてはもうほぼ一緒のことしか書かれてないっていう形にな るので、どう整理されるかというのはちょっと考えたほうがいいかもしれないで すけど、ちょっと今の書き方だと、結局、何で結果的に例えば電気系統だけにな ってるのかとか、
3:50:27	電気系統のやつはつけなきゃいけないんだっけという話になるんだけど。
3:50:36	全部閉塞に大丈夫ですか。現在データでございます。③⑦の資料の比較表の 中でですね。
3:50:44	すみません、比較表のほうですね。
3:50:50	こちらの 33 ページ目八丈該当する箇所になっております。
3:50:57	左右に並べたときに会計ない項目があるんですけども、そちらは備考では明 記する形で上げない理由というのを記載をさせていただいているという。
3:51:08	そちらの整理では、
3:51:13	問題ないでしょうかね。
3:51:17	見劣りですけど。
3:51:19	当然比較表も必要なんだけど。
3:51:23	時刻表も含めて復帰各によってこの例えば審査資料から抜き出したもんであ るべきなんじゃないんだっけ。
3:51:31	比較表等審査資料審査資料中にそれが含まれてなかったらちょっとわかんない ような気がするんだけどね、元データでございます。ちょっとタケダの読みと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ころにちょっとわかりづらいというがあるので、ちょっと充実化を図りたいと考えております。
3:51:47	富雄です。お願いしますというのはですね、例えば書き方を飛ぶ先般ちょっとこの書き方今後考えていかなきゃいけないんだけど、例えばね、ここで書かれている例えばポイントの 8 ページ。
3:52:05	でもいいと思うんだけど、比較表でも気になったので言うと、比較表でも 34 ページ。
3:52:14	火災の感知及び消火っていう項目があると思うんだけど、これ多分今一番ホットな話題のところね。
3:52:21	安全機能を有する構築物受け取る早期の火災感知器及び消火栓負担種類の感知器を設置すると充填これ 2 種類の感知器の話を言っていて、
3:52:31	今回はどうしても使ってる縮減装置を含めて一体性障防法まだ権力基づく火災感知器を設ける設計とするってことで、これだけ読むとね。
3:52:39	まるきり審査基準に基づかないんだよね。
3:52:43	要はその
3:52:44	考え方、ここの記載を少し考えなきゃいけないんだけど、私もこれどうすべきかというところはあるんだけど。
3:52:52	いうと本来はやっぱりこの、これだけを見ると、既許可の設計方針を並行しているわけよ。
3:52:59	この違いますよねおっしゃる通り火災区域は設定してるんだけど、厳守等火災防護対象設備がその区域にないので、
3:53:09	区域なり区画にないので、要は、その他の採用としての消防障防法での対応になるので、
3:53:16	結果的にはこれになると思うんですよね。だけど、
3:53:19	これを比較したときにあければ日曜ように見えるやつっていうのはやはり事業者の方でもっとこうしなきゃいけないですよ、こういうのは、
3:53:27	これ言ってることわかりますねセンターでございます。承知しましたので、それをすべてこのパワーポイントの 8 ページとかを区分していかないと、要はぞ。最終的に答えは一緒なのかもしれないんだけど恣意性症状とか、
3:53:44	添付 8 条はどう書くかっていうところはもうちょっと考えてもらって、少し先の話と一緒に、
3:53:51	審査資料ちょっと 8 条に関しては全体的にやっぱり技術前回もお話が出たと思ったんだけど、今私も今回改めて見たら、少しやっぱその辺は記載を工夫しないといけないから事業者側で

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:54:08	私どもの器具設置許可ようやってる人から見ると大体言われてることわかるんだけど、これやってない人々本店でわかんないけど、多分今の資料ず構成だとなので、その辺はよく考えた上で、ちょっと資料を作成してもらえますかね。
3:54:27	ジェネレーターでございます。趣旨了解しました。資料のほう充実化させたいと考えております。
3:54:35	私のほうは以上です。
3:54:42	はい、ありがとうございます。いや 80 の関係少しまた資料を見直してっていうことになりますけれども、条文の今回のコメント回答としてはあれですか。とりあえず以上になりますでしょうかね。
3:55:00	はい。
3:55:05	規制庁のですけどちょっと八条の関係で、当コメント番号 84 番、これもしきたら私の
3:55:17	コメントかもしれないんですけど、申請上の設計方針。
3:55:22	なんですけど、
3:55:24	以前にもお伝えしたんですけど、この別添についている
3:55:29	1 ページの本文 5 号から始まる。
3:55:32	この①の資料の 3 の一番最後ですね、
3:55:38	通しの 433 ページの後から続く別添の
3:55:46	1 ページが本文 5 号でそのあと、
3:55:54	店舗違う。
3:55:56	9 ページから 1.9 ということで、安全設計の方針、
3:56:02	記載されると思うんですけど、
3:56:06	ここでまず添付 8-
3:56:10	どの項目が
3:56:14	変更というか記載されるのかっていうのを、
3:56:18	目次のような形で、
3:56:20	記載していただいたほうがいいかなと思っておりまして、
3:56:24	当初申請では、
3:56:27	ここに
3:56:29	今、1 ポツ級の前にですね、1 ポツ安全設計という項目を書いて書くとか、あとは 7 ポツの
3:56:39	放射性廃棄物の廃棄施設を書くであるとかということで、添付 8 の該当項目を目次のような形で、
3:56:49	書いていただいていますと、何でそういう今回も 7 ポツとして、
3:56:58	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:57:01	23 ページに
3:57:04	項目のたつと思うので、
3:57:07	9 ページに目次には同じように、項目がたつと思いますので、
3:57:12	以前ちょっとコメントしたのは
3:57:17	油内包機器で溶接構造にするとか設計を設けるとかという、
3:57:24	今回の圧縮減容装置の設置に伴う消火設備の
3:57:31	対応があるのであれば、
3:57:33	この 9、9 ページ。
3:57:37	10 ページ以降続くですね
3:57:40	1 ポツ級の設計方針の記載だけで、本当に
3:57:46	申請書の記載として十分なのかという。
3:57:50	コメントしたつもりでつまり 1 ポツ系っていうのはあくまで各
3:57:56	施設ごとの設計方針を踏まえた上で、
3:58:02	基準の要求事項に対しての適合方針を、あくまでまとめて記載してるだけであ って、この記載だけでですね。
3:58:14	8 条の適合方針とかが
3:58:17	完結するわけではなくて、当然
3:58:21	原料系とか、格納施設とかそれぞれの設計方針を踏まえた上での各条の適 合方針が、
3:58:30	書かれるということなので、
3:58:32	というちょっとコメントさせていただいたつもりなんですけど、ここについての
3:58:38	対応をこの 84 ページで、
3:58:41	されてるということであれば、ちょっと認識が違うという趣旨のコメントなんです けどいかがでしょうか。
3:58:48	定例
3:58:50	原電、
3:58:51	多田でございます。
3:58:53	今の御指摘のところは、例えば慶応方針で書かれてる細かいところの変更家 計なければならないんじゃないかという御指摘だったんでしょうか。すいませ ん。
3:59:06	そうですね趣旨としてはそうですね、23 ページに 7 ポツで、放射性廃棄物の廃 棄施設と書いてあるように、
3:59:16	同様にもし、消火設備、
3:59:20	なり、他の施設で、
3:59:25	今、設計方針を記載すべきようなところが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:59:29	仮にあって、それを1ポツ級のところだけで書いて先発で十分だというふうに思われてるとしたらそこは改めて、従前の記載を確認していただいた上で、
3:59:46	必要があれば各施設のところ、
3:59:49	設計方針を変えていただく必要があるのではないかというそういう趣旨です。
3:59:57	原電の鈴木です。
4:00:01	私、
4:00:04	今日ですね、7番の資料の中で、例えばなんですけども、
4:00:12	溢水溢水なんかのかな
4:00:19	ごめんなさい、溢水じゃないほうがいいのかロック長とか、
4:00:24	そうですね、すみません、先ほどの資料の中の
4:00:30	23ページですね、
4:00:33	7番。ごめん。今日の7番の資料の
4:00:36	23ページをお願いします。
4:00:42	こちらですねを火災のところの基本方針なんですけれども、火災についてはその既許可と同じものを適用しますよというようなことで、こういった比較表の形で書かせていただきました。
4:00:57	ちょっとさ、先ほどのアマノさんもお話からすると、この比較表の形式の中で、例えば備考のところ、なぜ従来と同じで何も変える必要はないのかとか、或いはその変える必要があるのかとか、この辺で補足をしてですね。備考のところ、で補足を書くような形で、
4:01:19	まとめると、なぜその従来の記載を変える必要があるのかないのかとかその辺が一番見やすくなるのかなということで、ミヤモトさんの先ほどのドイにもですね、これ、この形式でまとめが一番綺麗なかなというふうに思うんですけども。
4:01:33	そういった方針で対応は考えたいかなというふうに思います。
4:01:44	規制庁の儘田です。そういうと今の、そうすると、
4:01:49	これですかね
4:01:51	それと7番の23ページのように、結局化の方針が、
4:01:58	変わらないことを補足説明資料で、
4:02:02	示されて、従って油の内包機器の
4:02:06	溶接構造であるとか堰を設けるっていうのは、改めてし申請書に、
4:02:14	各核種までもないと、そういう趣旨かなあと思うんですけど、そう、もしそうであればさっきのミヤモトのコミットにも関連すると思うんですけど
4:02:26	そうすると、別添の
4:02:30	8条の適合方針のところですね。
4:02:37	論点-14ページ、15ページで、例えば(1)の火災の発生防止で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:02:44	電気系統についてはあって、
4:02:47	電流継電器の話しか書いてないとか、今の油内包機器の
4:02:53	溶接構造とか設計を設けるっていうのが書いてませんねとは火災の発生防止としてということなので、
4:03:02	ちょっとその辺りの整理が、
4:03:05	合わせてされると明確になるのかなというふうに思いましたけどいかがでしょうか。携帯でございます承知しました、ちょっと整理した記載にしたいと思います。
4:03:16	はい、規制庁の儘田です。よろしくお願いします。
4:03:24	規制庁の加藤です。今のところはあるんですかね。今この後ろのほうについている補足説明資料の後ろについて 14 ページのところの 8 条の記載っていうのは、現状その既許可で書かれている内容をベースに、そこからさらに、
4:03:42	圧縮減容装置の設置によってかわらないなら変わらないことを示すとか、彼らも当然関わる内容っていうことで記載をしていると思うんですけど、結局じゃあそれ以外にこの 80 に追記する必要があるかっていうところが今多分比較表のほうでこちらで検討いただいている、
4:04:02	その結果として、じゃあ適合法人として改めていく必要があるかっていうところの検討が要るのかなっていうことだと思いますので、それはちょっとどう表すか最終的な、多分この後ろにつけてるものっていうのは最終的なやつが多分イメージされて、続けているのでその検討過程は、
4:04:19	っていうところは
4:04:21	今やっぱ心地示されるっていう感じなんですかね。
4:04:25	原電の鈴木です。おっしゃる通り、7 番の資料で載せ成立のが一番綺麗かなというふうに思います。
4:04:32	わかりました。では美瑛とその結果としてこの年齢まとめ補足説明資料の最後のこの申請書の絵姿的なイメージのところ範囲がされるということで移行しました。
4:04:54	それとこれ回答いいですけど例えばで DG 特別 8 条の今 33 ページを見ていただくと、先ほどの内容って話になってますんで、例えばその今回電気系統だけ抽出されてるんだけど、何ででき系統だけという注意されてる方っていうその上は、
4:05:12	潤滑油等の発生またはっていうところの来訪するものはっていうところは何で抽出されてないのかって、その人の安全機能する構築物数は難燃性ってこれはあってあった要は例えば閉今回のそのスクリーン日活対象じゃないなら対象じゃないシステムもいても燃えないものですかっていった分解等、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:05:32	だって出ちゃって一番最後の落雷や地震によりってということで、避雷設備を設けると、これ何で今回これ必要なのっていうその、もうすでに設けてるやつじゃないのとか思うんだけど、でも今回これ書いてるから。
4:05:47	そうすると、なぜこれが書かれて書かれていない上部は何でいいのかっていうのが、要は例えば子供補足説明資料に一応行くようになってるんだけど、補足説明資料には全然書かれてないんだよね。
4:05:59	8条の2から4に行ってくださいっていうふうから4は同じことを書いてあるだけでサブも何も書かれてないと。
4:06:07	こういう資料づくりしちゃうと、結局これはなぜこうなったかわからないので、そこはしっかり書いてくださいということです。大丈夫ですかね。
4:06:18	下ネタでございます。承知しました。
4:06:23	はい。規制庁壁ですね。はい。80 その他一等一応組み替えを以上で
4:06:31	あとですか。
4:06:34	パートパートの説明ですかね。
4:06:44	はい、日本継承過程のアリモリです。時等でコメント回答についてはP資料三番の審査会合における指摘事項の回答のパワーポイントからの説明に入らせていただきたいと思います。
4:07:00	原電道路ですでは資料の三番についてご説明をいたします。前々回のヒアリングのときから変わったところを中心に御説明をさせていただきます。
4:07:11	まずは右下にページ番号がありますけどその2ページ目のところは、
4:07:16	設置許可申請、設置許可、設置変更許可申請書ですね。
4:07:22	うん。
4:07:23	位置付けというものを明確にするということで、黄色ハッチングのところにありますように、6月25日申請した気象現象成長上げ設置変更許可申請書は、試験装置の設置についてであるということそれから二つ目の黒ポチについては、
4:07:41	期中コアのところですね例は元年4月28日に許可を受けた振興協会の本体施設の申請書のことを指していますということを明記させていただいております。
4:07:54	それからおめくりいただきまして3ページ目の適合のための設計方針の変更ということで風土の話ですけども。
4:08:01	こちらにつきましては、記載の適正化みたいなところですけど、二つ目のポチのところ、今日御議論いただきましたように圧縮減容装置のドラム缶等入港にフードを低下行為ということでこれ明記したということ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:08:14	ちょっと前回左の図と右の図が変更ちょっとキャプションがあまりよくなかったりするので左側の図は変更前の来この再発防止策ということで価格で負圧引きますということの図の説明ですと、右側。
4:08:30	さは縮減装置のフードをつけるというイメージですということのをキャプションを明記いたしました。
4:08:39	それから伊藤店 4 ページ目に行きましてこれもこのページだけは記載の適正化なんですけども。
4:08:45	来許可からの変更があるGを整理したということで、マルバツの定義とかです ね少し補強しております。
4:08:55	右下 5 ページ目以降の別紙 3 ということなんですけどもここは少し少し記載の考え方を少し変更しております、今日一部もうすでに御説明っていうか議論がありましたけども、
4:09:06	設置へ設置し、申請書の変更があるかないかということの整理をしたというので 4 ページ目でフローしてるんですけども、記載の中身として合うのテキストボックスの中には、
4:09:21	電発の適合のための設計方針に当たるような記載へと具体的に言いますと 7 番の資料で言いますと、例えば 1 ページ目ではすま三条という要求事項があってその下適合のための設計方針が書いてあるんですけどもこの文言がです ねそのまま
4:09:39	この青のテキストに持ってくるようなイメージで設置。
4:09:43	記載をしておりますのでので設置局設置許可、
4:09:48	次に規則に当てて、
4:09:49	申請書の、或いは店舗がどう変わるかというところを青ハッチングで書いてその下のほうの基準要求に適合するための具体的な設計内容ということで、ここが補足説明資料に相談逐条の補足説明資料に相当するような具体的な
4:10:06	効率的にしますというようなことを整理して書き直しているということでございます。
4:10:12	中身については、今日ずっと一通りまた条文ヒアリングしていただきましたのでその内容をです、その中でです、記載をしているということです。こちらについては一部八丈とかです、コメントがついたところもございますので、
4:10:27	この基準要求に適合するための具体的な設計内容というところにつきましては
4:10:34	必要に応じて必要ところは修正をしていきたいと思っております。この中で、もう一つ、あれですけども、
4:10:43	どこだっけっ等、
4:10:47	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:10:49	見たと、例えばですね 28 条のところ、
4:10:53	ですと
4:10:55	七つのかな輝緑岩の堰を方針に
4:11:02	合致してるとか包含されているということで対応するものについて、
4:11:08	本文と添付受益者の変更がないものについては、このスライドの方からですね、削除してですね、変更があるところについて、
4:11:18	追記していますので建つ前回の資料ですと、28 の被ばく評価のところとかは設計方針から変更がないことの説明をスライドこれ入ってたんですけども、結果的にその連発とかのね、記載は変わりませんので、
4:11:33	そこを今回このスライドから落とした形で整理をさせていただいています。
4:11:39	御説明は以上とさせていただきます。
4:11:44	はい。規制庁のカドヤですね、ちょっと 2 ページ目のところでその日付の MC-1 に一期許可というっていうことであれは元年 4 月 24 日に許可を受けたとこれ新規制基準のときの許可ですけれども、
4:12:02	結局その設置変更設置許可ってどんどん積み上がっていくものなので、結局ちょっと私が出席自分のところで新規制基準のときの許可の後藤際立って定義っていうのは結局そこにほぼ中身は包絡されるのでそこなんですけど。
4:12:18	許可として多分積み上がっていくってことを考えると、これは諮らい申請基準のものなんですけどそれ以前の、今、今この現時点からそれをそれまでの全部を結局含めた上での反映ということになると思うので、異議やってることの結果は変わらないんですけど。
4:12:35	例えばその原子炉設置変更許可申請書っていうのも 7 月 24 日に許可を受けたっていうのは後に、今トイレとかですね、その結局ここだけに限定すると、そこまでの時点のものとか比較をしていないっていう形にちょっと見えちゃうので、これあの、記載ぶりの話なのかもしんないですけど。
4:12:54	結構まてめが米軍ですよっていうことがちょっとわかるような記載にさせていただく必要があるかなと思います。
4:13:00	それから 3 ページのところまで今日議論があった話で、そこを踏まえての範囲や範囲があるかもしれないですけど、先ほど仕分け切断作業エリアっていうところも結局負圧に引いてるのはそのうちの作業場であってコンマ 2 行目のところでは、
4:13:15	志賀決断作業量負圧を維持することからっていう形ではシンプルにこう書かれていますけども、ここは正確性を寄付必要性があって、拡大とは区画内っていうところもその前のところでもどこの国がこう言ってるのがちょっとわからないのでちょっと言葉は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:13:33	ちゃんと統一していただく必要があるかと思います。なんかを私どもがナガエからもありましたけども結局作業場っていうのを結局一緒にしちゃうと、せつかくエリア受けたのに、それが何か結局同じ場所でやってますっていうことにしかならないので、そこをちょっと
4:13:50	そもそもの区分けのところからちょっと検討していただく必要があるかなというふうに思ってます。
4:13:56	あとはですね後は今日また新ヒアリングの中でやったので、
4:14:04	そんなに大きく変わるところなのかなと思うんですけど、ちなみにどこか変えなきゃいけないかなっていうのがもしあれば、
4:14:13	今あれですか、ちょっと簡単に整理していただけると多分、
4:14:18	次に向けての話が早くなるかなと思うんですけども、
4:14:22	はい。
4:14:23	まず、
4:14:25	27条から327条のところだと、
4:14:30	先ほどちょっと記載ちょっとよく文章は読み込みますけど、今ご指摘なった作業場とかエリアとかっていうところの記載がちょっと明確でないところがあればそこを記載し直そうと思います。それから13ページ目のスライドの
4:14:45	フロー図、ここにつきましても、コメント踏まえてちょっと適切に差し替えたほうがいいかなというふうに思っています。
4:14:53	14ページについては特にないかと思ってます。
4:15:01	それから15ページのほうの30条のほうですけども、
4:15:06	こちらについて、
4:15:07	もう
4:15:09	とくに。
4:15:12	今日被ばくの線量の考え方とかですね。
4:15:16	計算条件とかっていう話もありましたけども、ここも、この15ページは記載の変更得ないかなと、16ページ目も特に
4:15:25	ないかなと思います。
4:15:28	他の条文で思いつく範囲を図ったちょっとフォローをお願いできないですか。
4:15:36	検討でございます。8条の火災8ページ目なんですけども、かつについては
4:15:42	その迎えてしまったと審査基準守れてないっていうことがあるのでちょっと記載のほうは繋がりがわかるような記載を追加して隻欲しいとするという修正を考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:15:56	ちょっと具体の設計内容についてはちょっと再度持ち帰りだった内容がいいのか、隔離するんですけども、今ちょっと考えているのサマリーみたいな表を使ってどれが適用可適用じゃないか。
4:16:08	ていのちょっと示す形で整理できればと考えてございます。
4:16:24	原燃の鈴木です。特に大きなあれはないんですけどもちょっと先ほども言いましたけども5ページ目のところですね、
4:16:32	青いハッチングのところ圧縮装置はということで、同士のところが、地盤に設置するので、設備が地盤に設置こちらについては事実確認をしてですね、こういった表現ほんとにいいのかといったところを確認して適正化を必要に応じてやりたいと思います。
4:16:46	あとですねやはりオオウラみましたし患者さんからもありましたけども、やっぱりあのエリア作業場その辺りの整理が一番大きなところ、もう一つ火災ですね、火災のところはやっぱり適正かどうかといったところだと思ってます。以上です。
4:17:03	はい。ありがとうございます。規制庁の川です。ありがとうございますというポンプ資料規制庁側からコメントありますでしょうか。
4:17:16	。
4:17:17	規制庁秒です。ちょっと前回出てないので何かあれですけど、申し上げる少し5ページ以降のところ、
4:17:27	内容の今ヒアリングしたのは理解してるんですけど。
4:17:32	この点発にどう記載するかっていうのをどこまで書くかっていうのをよく考えておいたほうがいいか、そ記載することを全部書きましたっていう中雰囲気になってるんだけど、今現状、例えばその、
4:17:49	8ページ、8ページで、火災も言ってたけど、じゃあ火災ってこんだけ全部書かなきゃいけないのかと。
4:17:55	或いは申請処理最終的に、多分これから調整が入ると思うんでね、基本的に申請書を本文店舗弱面と申請書どう書くかってのはこれからやっぱり議論しなきゃいけないんだけど、方針に特に
4:18:11	そういうなければ、この後どういう記載ぶりになるかっていうところになるんだけど、そうすると審査会合でこう、これまでも投げちゃうと、
4:18:20	これを変更する時6日審査会合をやるのっていう話にもならないことにはならぬので、ちょっと記載ぶりはよく考えたほうがいいかなともう少し
4:18:31	その柔軟にとれるような表現にしたほうがいいかなと思います。カワダですから、現在のスズキです承知しました。ちょっとうちの社内でもちょっと書き過ぎだよねって言ったようなところもありまして、例えばそのえっと、7ページですね、7

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ページのところでつらつらと相当細かい文字で書き込んでいるんですけど、7ページの上の青いハッチングのところですね、
4:18:52	これ6条のところですけどもかなり細かい内容になってますので、基本的にやっぱりぱつとよってというのは、設計方針をずらんという方はですね端的につつあると思ってまして、プレゼン資料としては申請書で言うべきその設計方針っていうものはちゃんと念頭に置きつつ進めをシンプルに、
4:19:12	よりシンプルに端的に伝わるようにといったところでまとめたほうがいいのかないと思いますか、改めて思いましたので、そういった形で整理をさせていただけたらなというふうに思っているところです。以上です。
4:19:23	はい、よろしくお願いします。
4:19:30	規制庁ながらですけど今の3ページのところはねやっぱりあの一番重要だと思んですけど、ちょっとワーディングのところでも二つ目のポツの右端の東西圧縮原因を
4:19:44	装置からの散逸を防止して書いてあるじゃないですか、この防止っていうのは、もう全くそのなんて言うのかな。そこから出るものすべて高中遮断するようなイメージがあるんですけどもともとよう要求さ。
4:20:00	3号の要求はその3C値っていうことを求めてるんで、あまり再発防止っていうのはちょっとやめたほうがいいのかと思うのと、それとあと、今回、今日も議論になったんですけど、
4:20:16	圧縮原因を装置のその採算しがたいっていう話が新たに高温出たことによって、株の整理の仕分けとかね、切断っていう
4:20:28	処理に対する産地値って話が新たに出たんで、その話に言及をされないとどういうふうにその言及したり締め、示していくのかっていうのがちょっと考えないといけないっていうふうに思ってるので。
4:20:45	その辺についてもちょっと御検討いただければと思います。
4:20:51	原電のオオウラです。了解しまして散逸ばアマノ防止っていう看護についてはちょっとしがたいとかですね適切な表現に変えたいと思います。もう一つ、伊藤。
4:21:06	これエリア同士の散逸そのプロセスごとの再発防止みたいな話は、或いはそのスライド14ページのところですね、27条の第1項3号の
4:21:16	適合のための具体的な設計内容というところに、今ちょっと具体的に3ポチ目のところなんですけども、もうこれはちょっと今日また少し表現とコメントがありましたので、ここの記載の適正化ちょっとしたともこの27条2項3号のところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:21:30	それぞれの再発防止しがたいを達成しますよっていうところをちょっと説明しようかなと思ってます。
4:21:37	以上です。
4:21:44	はい。
4:21:45	規制庁のアマノです
4:21:47	審査会合にはポイントだけじゃなくて補足説明資料も
4:21:55	次に進んでいただいて、
4:21:59	議論をさせていただいていただくということなので、PowerPointでどこまで細かく
4:22:10	作り込んでいただくかっていうのはあるんですけど少なくとも今ちょっと前回の審査会合からちょっと3ヶ月ぐらい経っているので、
4:22:21	ちょっと改めて指摘事項を確認をしたいんですけども、
4:22:26	2P2 ページのですね、ちょっと、まず関連として
4:22:32	二つ目のポツのさっき
4:22:37	申請の蓄積っていう話がありましたけど、まず、
4:22:41	本体式を我々が指摘してる本体施設のいわゆる新規制基準適合性審査というのは、僥曲カバー平成 30 年 9 月 26 日のことを指してるんですけども、
4:22:54	そのあと、
4:22:55	設置変更許可の経緯で言えば、
4:22:58	電話関連 7 月 24 日、これは地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の
4:23:05	反映ということなので、当入れていただければいいんですけども、ちょっとこれだと例は元年 4 月 24 日に、本体施設の許可を受けたやにちょっと見えるので、そこは記載を適正化していただきたいと。
4:23:21	というのがまず 1 点ですんで指摘事項を見ていただくと、もともと指摘の趣旨というのは前回の
4:23:30	7 月 26 日の御説明に対して、
4:23:36	本体施設の新規性基準適合性審査に記載された設計方針を踏まえてくださいと。
4:23:43	つまり当時の説明では、
4:23:46	本体施設の設計方針が踏まえられていないのではないかと、
4:23:53	意識のもと指摘をさせていただいたと二つあって、
4:23:57	まず圧縮減容装置の設置に伴って基準規則の要求事項に対しての適合性を
4:24:06	ちゃんと踏まえたものとして示してくださいっていうのと、仮に
4:24:12	申請書本文の記載内容に変更があるのであれば、内容について説明してくださいということなので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:24:20	例えば前回の
4:24:22	説明では5町の設計方針が示されていて、そこは米※を打って防潮というで流入しないみたいな、ちょっといやいや、当初申請から一歩進んだ説明があったんですけど。
4:24:40	それだけじゃなくて他の火災防護とか他についても、
4:24:45	本当に本体施設の設計方針を踏まえているのか、ちょっと利益があると、そこを整理してくださいってことなので、ちょっとやや今なんていうんですかね。祝別途改めて設計方針を全般にわたって、
4:25:01	申請概要として示されるかのような、ちょっとパワーポイントのつくりになってるような気もするので、
4:25:09	そこは場合によっては補足説明資料で説明確認できればいいのかもしれないんですが、とにかく本体施設の設計方針を踏まえましたと。
4:25:21	5条については、ちゃんとうしましたとか、あそこの改善というか、変わったことがむしろわかるような
4:25:30	示し方の方が何となくこう指摘の趣旨に沿っているような気もするので、ちょっと前回の審査会合の説明を踏まえて改めて
4:25:44	このポイントでどう説明されるのか。
4:25:47	補足説明資料がある前提で、ちょっと検討いただくということ。
4:25:56	検討していただければと思いますがいかがでしょうか。
4:26:02	。
4:26:03	原電の鈴木です。承知しました。ちょっと記載は考えたいと思います。今のこの2ページ目の丸の二つ目のところの年齢被覆管のバックフィットのやつは等というふうに書くって話があったんですけども、ご指摘例えば指摘事項なんかですと、本体施設の話。
4:26:23	もともと指摘が来てますので、例えば本体施設の許可を取った日付を変えて及びそれ以降の許可におけるとかです。ね。ちょっとなるべくまずその指摘事項なんかも踏まえた回答の書き方に全体をしていきたいというふうに思います。以上です。
4:26:44	よろしくお願いします。
4:26:49	はい。県の方です。ありがとうございます。それではPowerPoint。また中身修正をされるということでまたそこは引き続き確認をさせていただくということで一応本日のメニューとしては以上になりますか。
4:27:12	日本原子力発電の有馬です。本日の御説明予定していったもの以上になります。
4:27:17	はい、わかりました。慶弔側から何か追加で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:27:21	よろしいですかね、事業者側から何かありますか、規制庁にいる原電から特にございません。本当にいかがでしょうか。
4:27:30	はい。現在本店側からも特にコメントはありません。以上です。
4:27:33	はい。本日の税東海第2の集金装置の設置にかかるヒアリング以上で終了したいと思います。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。